

特248

786

乙

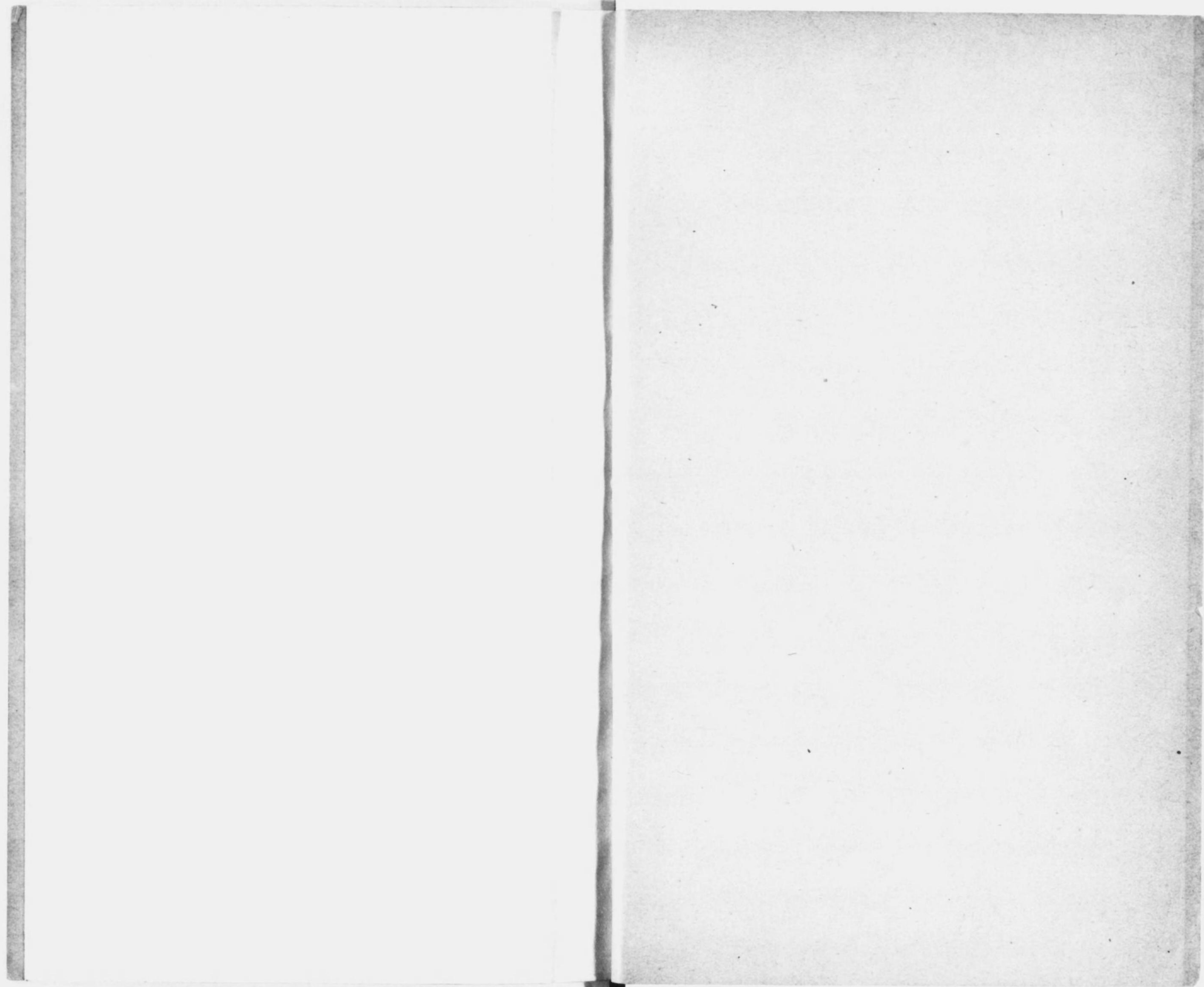
十六年四月

水道協會第十回中國支部會議事錄

開催地 下關市

始







影撮念記會部支國中會協道水回十第

西曆丁巳

水道協會第十回中國支部會議事錄目次

一、日 程	(一)
一、出席者並議席表	(三)
一、支部會上程議案並報告事項議事大要	(六)
(一) 第三號議案 幹事選舉ノ件	(七)
(二) 第四號議案 昭和十七年度支部會開催地決定ノ件	(七)
(三) 第五號議案 水道協會定款改正ニ關スル件	(七)
(四) 一般會務報告	
昭和十六年度水道協會中國支部歲入出豫算	(八)
昭和十四年度水道協會中國支部歲入出決算	(一)
昭和十五年度中國支部會々費收支決算書	(五)
一、支部會上程問題並議事大要	
(一) 事 務 之 部	(七)
(二) 上水工務之部	(三)
(三) 下水工務之部	(五)
(四) 水道衛生之部	(五)
一、議事速記錄	
(一) 支部會(第一日)	(七)
(二) 支部會(第二日)	(五)



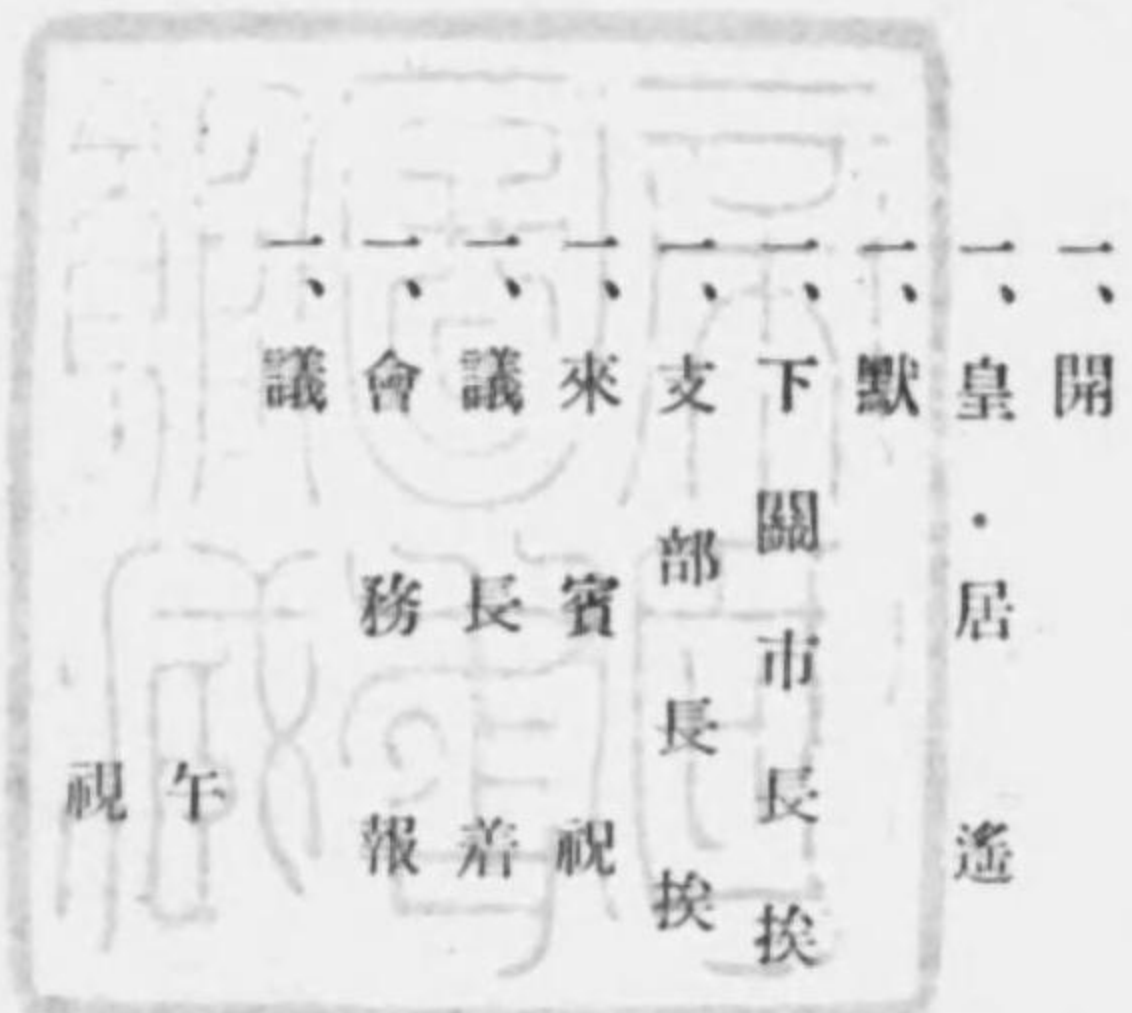
水道協會第十回中國支部會日程

會場 市立下關圖書館

第一日——四月二十三日(水曜日)

會議 自正午九時

振鈴着席



會拜禱 撈撈辭席 告事

餐

商工會議所會頭招待
自午後二時

林兼冷凍工場
興亞聖業博覽會
自午後六時 市長招宴
於春帆樓

晚

餐

第二日——四月二十四日(木曜日)

會議 自正午前八時 振鈴着席

- 一、議事
- 一、議長 挨拶
- 一、支部長 挨拶
- 一、次回開催地代表挨拶
- 一、閉會

午餐 於會場
 參拜視察 自午後一時

赤間神宮先帝祭
 安徳天皇阿彌陀寺御陵
 日清媾和談判記念館

記念撮影 高尾日和山淨水場
 懇親會 自午後五時
 於山陽ホテル
 同所解散

水道協會第十回中國支部會出席者並議席表

番號	議席	會員名	職名	氏名	名	支部	職名	氏名
一	廣島市	藤田若水	水道部長	藤田若水	水道課長	小笠原	水道課長	賴兼壽
二	同	三上昭	水道部長	三上昭	水道課長	山岡	水道課長	林鴻策
三	同	橋本克太	技師	橋本克太	技師	山岡	技師	岡貞一
四	同	横山孟	技師	横山孟	技師	安部	技師	重次
五	同	吉田魏	技師	吉田魏	技師	安部	技師	真間
六	同	山崎千代助	技師	山崎千代助	技師	安部	技師	文
七	同	長崎敏音	技師	長崎敏音	技師	田邊	技師	嘉三郎
八	同	稻葉進	技師	稻葉進	技師	田邊	技師	嘉三郎
九	同	近藤芳一	技師	近藤芳一	技師	河村	技師	正
一〇	同	芳野英賢	技師	芳野英賢	技師	河村	技師	正
一一	同	加賀本賢	技師	加賀本賢	技師	河村	技師	正
一二	同	鼓賀元一	技師	鼓賀元一	技師	河村	技師	正
一三	同	松浦忠平	技師	松浦忠平	技師	河村	技師	正
一四	同	望月庄一	技師	望月庄一	技師	河村	技師	正
一五	同	尾道市	技師	尾道市	技師	河村	技師	正

第十回支部會上程議案並報告事項議事大要

議案	議事大要	速記録頁
(一) 幹事選舉ノ件 別掲支部長提出第三號議案參照	指命方議長ニ一任ノ勳議ニ依リ議長ヨリ指命左記ノ通可決 幹事 三原市、玉野市、岩國市、鳥取市、今治市、松江市、高松市	三三
(二) 昭和十七年度支部會開催地決定ノ件 別掲支部長提出第四號議案參照	支部長ニ一任スルコトニ決定	三三
(三) 水道協會定款改正ニ關スル件 別掲支部長提出第五號議案參照	廣島市、岡山市ヨリ特別委員會ニ於ケル狀況報告アリ、本案ハ重要問題ニ付委員會ニ附託審議スルコトトシ議長左ノ通委員ヲ指命 岡山市、高松市、松江市、萩市、米子市、松山市、廣島市 委員長(高松市)左ノ通修正方報告アリ、報告通特別委員會ヘ提出ノコトニ決定 定款(左記ハ改正案ニ對スル修正案トス以下同斷) 第十五條第二項専務理事ハ會長ノ命ヲ受ケ會務ヲ掌理ス 細則 第一條中關西支部ヨリ徳島、高知兩縣ヲ削ル	三四 五六

(四) 一般會務報告	支部長及濶澤主事報告	三一
------------	------------	----

第十回支部會上程議案

- (一) 第三號議案 幹事選舉ノ件
本支部幹事ノ任期ハ第十回支部會終結ノ日ヲ以テ滿了ニ付本支部規則第四條第二項ニ據リ幹事ノ選舉ヲナスモノトス
昭和十六年四月二十三日提出
水道協會中國支部長 藤 田 若 水
- (二) 第四號議案 昭和十七年度支部會開催地決定ノ件
本支部規則第八條ニ據リ昭和十七年度支部會開催地ヲ決定スルモノトス
昭和十六年四月二十三日提出
水道協會中國支部長 藤 田 若 水
- (三) 第五號議案 水道協會定款改正ニ關スル件
昭和十六年四月二十三日提出
水道協會中國支部長 藤 田 若 水

昭和十六年度水道協會中國支部歲入出豫算

昭和十六年二月二十日議決

歲入
 一金壹千六拾九圓
 一金壹千六拾九圓
 合計金壹千六拾九圓
 差引殘金ナシ

歲入豫算高
 經常部豫算高
 臨時部豫算高

昭和十六年度水道協會中國支部歲入出豫算

科	款	項目	豫算		種目	豫算		增減	附記
			本年度	前年度		本年度	前年度		
	一	交付金	八六	八六	水道協會	八六	八〇	六	水道協會交付金受
	二	交付金	八六	八六		八六	八〇	六	
	三	交付金	八六	八六		八六	八〇	六	
	合計		二六八	二六八		二六八	二六〇	八	

科	款	項目	豫算		種目	豫算		增減	附記
			本年度	前年度		本年度	前年度		
	一	雜入	八	八	雜入	八	八	〇	預金利子
	二	前年度繰越金	一八五	一八五	前年度繰越金	一八五	一八五	〇	
	三	前年度繰越金	一八五	一八五	前年度繰越金	一八五	一八五	〇	
	合計		三七八	三七八		三七八	三七八	〇	

歲出經常部

科	款	項目	豫算		種目	豫算		增減	附記
			本年度	前年度		本年度	前年度		
	一	雜給	二九	二九	手續當	二九	二九	〇	囑託書記手當其他
	二	需用費	六	六	旅費並舟車馬賃	六	六	〇	
	三	備用品費	三	三	備用品費	三	三	〇	備用品費
	合計		三九	三九		三九	三九	〇	

一金參百拾九圓參拾六錢
 一金五圓四拾六錢
 合計金壹千六百拾六圓八拾貳錢

前年度繰越金
 預金
 利子

一六

支 出

一金壹千參百八圓九拾四錢
 內
 金七百參拾六圓貳拾四錢
 金五百七拾貳圓七拾錢

倉敷市ニ於ケル第九回支部會諸費

內 譯

金百參拾參圓參拾參錢
 金八拾貳圓四拾五錢
 金百參拾參圓五拾錢
 金拾八圓
 金百五拾五圓貳拾貳錢
 金五圓六拾錢
 金四拾四圓六拾錢
 一金五圓
 合計金壹千參百拾參圓九拾四錢
 差引殘金參百貳圓八拾八錢

懇談會諸費
 見學及視察其他諸費

鷺羽山視察諸費
 水源池視察諸費
 係員辨當代
 大原美術館入場料
 湯呑其他雜費
 女子青年へ謝禮用菓子代
 人夫賃並傭人時間外手當
 支部會費決算書印刷代
 翌年度へ繰越額

第十回支部會上程問題並議事大要

事務之部

問 題	議 事 大 要	速記録頁
<p>一、動力申込ニ際シ進相設備費負擔ニ付テ御意見承リタシ <small>理由</small> 當市ハ今回擴張ニ當リ動力申込ナセルニ供給會社(廣島電氣株式會社)ヨリ左記様式ニ依リ添付要求アリタリ然ルニ本設備費ハ供給者ニ於テ負擔スベキモノト思料セララルモ各市ノ御意見承リタシ <small>記</small></p>	<p>高松、廣島、岡山各市ヨリ意見開陳アリ <small>議了</small></p>	<p>四〇</p>
<p>三 錢 收入印紙 <small>證</small> 今般貴社ヨリ供給可受何々用電力ニ對シ最大負荷時ニ於テ力率九〇「パーセント」以上ニ保持スル様當方ノ負擔ニ於テ進相設備可致ニ付之方施設ニ關シテハ貴社ニ於テ御手配相煩度尙ホ右代金並ニ工事費ハ御請求次第支拂可致右註文候也 昭和 年 月 日 申 込 者 何々電氣株式會社 御中 提出者 三 原 市</p>		<p>四一</p>
<p>二、給水工事費精算追徴金ヲ納付セザル場合之方取扱ニツキ承 <small>リタシ</small> 提出者 三 原 市</p>	<p>回答集ニ依リ議了</p>	<p>四一</p>

<p>三、 給水工事ノ請求ヲ受ケ設計豫算額ヲ前納セシメ工事完了ト同時ニ給水開始セリ、而シテ工事費精算ノ結果追徴金ヲ要スルニ付請求スルモ言ヲ左右ニシテ納付セザル實例ニ相遇セリ斯ル場合ノ取扱方ニ付實例又ハ御意見承リタシ</p> <p>提出者 三原市</p>	<p>回答集ニ依リ議了</p>	<p>四一</p>
<p>四、 共用栓使用資格者ノ條件ニ於ケル建坪ニ對シ農業、林業、畜産業、漁業者等ノ如キ業者ニ就キ特別ノ制度ヲ設ケラレタル都市アラバ其ノ内容ヲ承リタシ</p> <p>理由 山</p> <p>日下住宅ノ新築許可制度ニ於テモ前記業者ニ對シテハ六割ノ増加ヲ認メラル、實狀ニ在リ公平ナル調査ヲ行フ上ニ於テ附屬室ノ坪數トシテ一定ノ率ヲ定ムル必要ナキヤ</p> <p>提出者 福山市</p>	<p>高松市ヨリ質問アリ廣島市ヨリ説明アリテ議了</p>	<p>四一</p>
<p>五、 一時立替拂金制度ヲ暫定的ニ水道協會ニ適用スル件</p> <p>理由 山</p> <p>諸物資配給統制ノ強化ハ逐次擴大セラレ其ノ量日價格支拂方法等ノ關係上販賣業者ニ於テ比較的厄介視セラレ、上下水道用工業藥品等ニシテ其ノ金額多額ナラザルモノニシテ過半数以上ノ會員ノ利用スベキ此ノ種ノ代金、運賃、荷造費等ハ暫定的ニ水道協會ニ於テ立替拂金ヲナシ得ル制度ヲ制定シ回滑ナル維持經營ト之ガ機關ヲ活用スルコト、致シ度</p> <p>提出者 鳥取市</p>	<p>質疑應答アリテ部會ニ提出ノコトニ決定</p>	<p>四二</p>
<p>六、 給水量認定方法擴大承認方其ノ筋へ申請ノ件</p> <p>理由 山</p>	<p>岡山市ヨリ説明アリテ議了</p>	<p>四三</p>

<p>七、 量水器使用料ハ之ヲ廢シ之ヲ給水使用料ニ包含スルノ件</p> <p>理由 山</p> <p>近時量水器入手困難ハ素ヨリ之ガ修理亦容易ナラザル現況ニ鑑ミ給水量ヲ檢數、人口、業態其ノ他ヲ參考顧慮シ之ヲ認定スル方法ヲ擴大承認セラレ、様其ノ筋へ申請致シ度</p> <p>提出者 鳥取市</p>	<p>岡山及松江兩市ヨリ説明アリテ議了</p>	<p>四四</p>
<p>八、 上水道用唧筒其ノ他機器ニ對スル發註承認ニ關スル件</p> <p>理由 山</p> <p>上水道事業ハ生産擴充計畫産業中ニ包含セラレ居ラザルヲ以テ唧筒其ノ他ノ機器購入ニ當リ發註承認ヲ受クルハ至難ナル實情ニアリ斯クテハ上水道經營上由々敷支障ヲ來スヲ以テ水道協會トシテ其ノ筋へ承認方陳情セラレ度</p> <p>提出者 高松市</p>	<p>高松市ヨリ提案理由説明アリ、岡山市ヨリ左記ノ通字句修正ノ上部會ニ提出方賛成意見アリ、部會ニ提出ノコトニ決定 「上水道用唧筒其ノ他緊急已ムラ得ザル機械器具ニ對スル發註承認ニ關スル件」</p>	<p>四七</p>
<p>九、 時局下工事用材價格上昇ニヨリ設計變更工費増加ニ對シ國庫、縣費補助増額ニ關スル件</p> <p>理由 山</p> <p>時局下主要物資並ニ勞務者賃金上昇ノ爲既定豫算ニテハ工事完成困難ニ付之ガ支出金額増加ノ變更ヲナシ内務、厚生兩省ノ認可アリタルモノニ對シラハ前歐洲大戰當時ノ例ニヨリ各補助金ノ増額方ヲ協會ノ議トシテ要望アリタシ</p> <p>提出者 高松市</p>	<p>高松市ヨリ提案理由説明アリ、岡山、丸龜兩市ヨリ賛成意見アリ部會ニ提出ノコトニ決定</p>	<p>四八</p>

<p>十、水道經濟經理上複式簿記法ヲ採用セラレ居ル都市アラバ其ノ帳簿組織乃至職制規程ニ付承リ度 理由 最近公益企業ノ發展性ニ鑑ミ上水道事業ニ於テモ愈々複雑多岐ヲ極ムトスル折柄之ヲ經理方法モ複式簿記ヲ採用シ年度決算ニ於テモ損益狀況ヲ割然トシ然モ財産狀況ヲ明ニスルト共ニ將來ノ事業經營計畫上便セシムルヲ適當ト認メツ、アル次第ナリ</p> <p>提出者 下 關 市</p>	<p>下關市ヨリ提案理由及左記ノ通字句修正ニ付説明、高松、岡山兩市ヨリ賛成意見アリ部會ニ提出ノコトニ決定 「水道經濟經理方法ニ付テ一定基準制定ノ件」</p>	<p>四九</p>
<p>十一、不可抗力ノ爲短時日ニ於テ給水装置ヲ再度修繕シタル場合ノ修繕費徴收ノ可否如何 提出者 丸 龜 市</p>	<p>回答集ニ依リ議了</p>	<p>五〇</p>
<p>十二、給水装置破損ノ爲生シタル漏水量認定良法承リ度 提出者 丸 龜 市</p>	<p>回答集ニ依リ議了</p>	<p>五一</p>
<p>十三、量水器檢定期限六ケ年ヲ十ケ年ニ延長方其ノ筋ニ陳情ノ件 理由 時局下ニ於ケル資材ノ騰貴及統制等ノ關係上經營困難ノ折柄使用料並手数料等ノ増額ヲ行フコトハ非常時國策ニ沿ハズ依テ經費削減ノ爲莫大ノ經費ヲ要スル量水器檢定有効期間ノ延長ヲ要望ス</p> <p>提出者 尾 道 市</p>	<p>提案市ヨリノ希望ニ依リ議了</p>	<p>五一</p>
<p>十四、公道下ニ布設ノ下水道各戸枝管布設工事費並ニ維持費負擔方法ニ關スル實狀並ニ御意見承リ度 理由 公道下ニ於ケル各戸枝管ノ布設並ニ維持ニ關シテハ下水道法ニ市ノ義務トシテ規定セラレ居ルモ家屋ノ模様又ハ宅地ノ大小ニ依リ二箇所以上枝管布設ヲ要スル場合アリ斯ル場合モ公費ヲ以テ負擔セラレツ、アルヤ實狀並御意見承リ度</p> <p>提出者 廣 島 市</p>	<p>回答集ニ依リ議了</p>	<p>五一</p>

<p>十五、水道協會支部會議ニ於ケル審議期間ニ付水道協會長並支部長ニ要望ノ件 理由 從來ノ議事審議期間ニ於テハ充分ナル検討ヲ盡シ得ザル感アリ依而之ヲ提出議題並其ノ内容ヲ參酌シ相當審議期間ニ付考慮セラレン事ヲ望ム</p> <p>提出者 岡 山 市</p>	<p>岡山市ヨリ提案理由説明、松江市ヨリ賛成意見アリ、支部長ヨリ協會長ニ申出ノコトニシテ議了</p>	<p>五二</p>
<p>十六、水道協會徽章佩用範圍ノ件 理由 水道協會員ニ對シ協會制定ニ係ル徽章ヲ配付シ之ヲ附セシムルコトハ、セバ總會支部等ノ場合ニ於テモ出席者タルコトヲ判然ナラシムルト同時ニ其ノ他ノ場合ニ於テ何時如何ナル場所ニ於テモ一見職務上關係ノ者タルコトヲ認識シ之ヲ機トシテ直ニ親和ノ緒ヲ得ベク延ビテ斯業ニ寄與スル所大ナルモノアルヲ認ムルニ由ル</p> <p>提出者 岡 山 市</p>	<p>提案市ヨリ理由説明、高松市ヨリ賛成意見アリ、部會ニ提出ノコトニ決定</p>	<p>五二</p>
<p>十七、水道事業關係職員人事交流ノ件 理由 現下ノ諸情勢ヨリ將來ヲ按ズルニ人的資源(特ニ技術者)拂底ハ益益其ノ度ヲ加ヘ上下水道事業經營上幾多ノ困難ヲ來スベキヲ豫想セラレ茲ニ於テカ從來各市町村ノミツ一單位トスル舊發的觀念ヲ打破</p>	<p>提案理由説明、高松市ヨリ質疑アリテ、部會ニ提出ノコトニ決定</p>	<p>五三</p>

シ我國上下水道事業ノ完壁ヲ期スルノ意ニ於テ必要ニ應ジ支障ナキ
限度ニ於テ人事ノ交流ヲ爲シ得ル如クシ相互有無相通ズルノ制ヲ樹
立セントスルニ由ル

提出者 岡山市

追加動議 (事務之部)

一、功勞者表彰ノ件

提出者 高松市

提案市ヨリ説明、松江市ヨリ賛成意見アリ、一同起立賛成ノ意ヲ表シ、次回支部會迄ニ表彰規程案作製方支部長ニ一任ト決定

九一

上水工務之部

一、鐵管承口接手材料鉛代用品ノ實例アラバ承リタシ

理由 時局柄鉛入手困難ノ折柄代用品ノ研究ヲシテ之ニ充タサントス追テ本問題ハ相當工事上必要ナル要件ト思考セラル、ニ依リ支部會ヨリ試験方協會ニ請願アランコトヲ希フ

提出者 三原市

提案市ヨリ意見アリ議了

七

二、防空關係上隧道式配水池ノ構造ヲ水道協會ノ機關ニテ早急ニ研究シ發表セラレタシ

理由 過般協會雜誌上ニテ井深氏ヨリ述べラレタル如ク配水池ハ其ノ機能上山版ニ整地ヲ施シ築造セラル、場合多シ、如斯場合ニ隧道式ヲ以

提案市ヨリ理由説明、廣島、岡山、吳各市ヨリ實驗發表及質疑アリ、提案市議了ヲ希望セルモ、岡山市字句ヲ廣イ意味ニ修正シ當設調査委員會ニ要望スルコト、シ

五七

テセバ一石二鳥ノ効果ヲ得ベキニ依リ時局ニ鑑ミ配水池ノ新設増設ヲ行フニ當リ此ノ方針ニヨルヲ適當ト認ム

提出者 福山市

字句修正ハ支部長ニ一任ノ上部會ニ提案スルコトニ決定

支部長修正
二、水道設備ノ防空ニ關スル對策研究ヲ速ニ發表セラレタシ

理由 水道設備ノ防護對策樹立ニ就テハ第七回總會ニ於テ常設調査委員ニ附託セラレ研究中ナルモ時局ニ鑑ミ早急其ノノ成果ヲ發表シ水道設備ノ新設、擴張ニ資セラレンコトヲ望ム

提案市ヨリ理由説明、松江市ヨリ意見開陳、部會ニ提案ノコトニ決定

六一

三、緩速濾過池ト急速濾過裝置トノ中庸ニ相當スル適當ニシテ且ツ簡易ナル改造方法ノ研究ヲ望ム

理由 重工業其ノ他ノ爲給水量ノ急激ナル増加ヲ來セル場合其ノ對策トシテ急速濾過裝置ノ新設ヲ行ハントスレドモ資材統制下ニ在リテハ早急ノ施設困難ナル實狀ニ在ルヲ以テ緩速濾過池ノ改造ニヨリ濾過面ノ掃除ヲ簡單ニ且ツ迅速ニ行ヒ濾過速度ノ平均率ヲ高メ其ノ成果ヲ得ントスルニ在リ

提出者 福山市

回答集ニ依リ議了

六三

四、各市ニ於ケル水量水器ノ修葺狀況承リ度シ

提出者 尾道市

本問ハ前項第二問ニ包含スルヲ以テ議了トス

六三

五、貯水池堰堤防護(偽裝、補強)ニ關シ御研究乃至實施セラレ居ル向アラバ其ノ方法承リ度シ

提出者 下關市

提案市ヨリ理由説明、岡山、松江、下關

度シ	提出者 丸 龜 市	各市ヨリ經驗發表アリ議了	六四
七、止水栓管及給水栓ノ代用品ニシテ優良品アラバ承リ度シ	提出者 丸 龜 市	回答集ニ依リ議了	六六
八、竹筋混凝土施工ノ實蹟アラバ御經驗ヲ承リ度シ	提出者 岡 山 市	提案市ヨリ尙研究ノ希望アリテ議了	六六
九、淺井戸ニ水源ヲ求メントスル場合簡易集水量試験ノ設備及方法ニ就テ實蹟アラバ承リ度シ	提出者 岡 山 市	九、十問一括上程、提案市ヨリ理由説明廣島市ヨリ經驗發表アリ議了	六七
十、地層ノ滲透性係數ノ簡易決定法ニ就テ御經驗アラバ承リ度シ	提出者 岡 山 市		六七

研究問題 (上水工務之部)

一、水道管ヲ電話保安器地中導體ニ代用スルニ付逓信局ト協定ニ關スル件	提出者 廣 島 市	各市ヨリ意見開陳アリ結局委員附託、協定案ヲ作製スルコト、シ、議長ヨリ左記七市ヲ委員ニ指命 吳市、岡山市、下關市、松江市、高松市、米子市、廣島市	六九
-----------------------------------	-----------	--	----

下水工務之部

一、下水管規格制定ノ件	理由 時局下鐵鋼材不足ノ爲商工省ニ於テハ下水管製作用鐵線配給ハ見合セノ状態ニ有之之ガ對策トシテ混凝土管又ハ竹筋混凝土管等考慮スルノ必要ニ迫ラレ居ル趨勢ナルニ依リ協會トシテ合理的ナル規格ノ制定ヲ望ム	提出者 高 松 市	各市ヨリ意見開陳アリ、左記ノ通字句修正ノ上、部會ニ提出スルコトニ決定 「無鐵筋コンクリート土管規格制定ノ件」	七六
-------------	---	-----------	---	----

水道衛生之部

一、濾過膜成生ヲ促進スル爲ノ措置法如何	提出者 廣 島 市	各市ノ意見發表アリ、左記ノ通字句一部修正ノ上部會ニ提出ノコトニ決定 「緩速濾過池ニ於テ濾過膜成生ヲ促進スル爲ノ措置法如何」	七九
二、水ノ有機質ト游離鹽素トノ關係ニ付研究セラレタル所アレバ承リ度シ	提出者 廣 島 市	各市ヨリ意見ノ開陳アリテ議了	八二
三、空襲ニヨリ配水池、沈澱池等ニ投下セラレタル毒物ヲ最モ敏速ニ分別シ對策ヲ講ズル方法ニ付研究ノ必要ナキヤ	提出者 廣 島 市	各市ヨリ意見開陳、部會ニ提案スルト同時ニ支部ニ於テモ本年總會迄左記委員ニ附託研究スルコトニ決定 吳市、岡山市、下關市、松江市、高松市、米子市、廣島市	八四

四、藻類發生ニヨル水中有機質ノ消長如何

提出者 廣 島 市

提案市ノ狀況發表アリテ議了

委員附託問題 (水道衛生之部)

一、藥品(沈澱藥又ハ消毒藥等)ヲ使用セル場合送配水管、量水器、ポンプ其他工作物ニ及ボス影響ノ如何ニ付調査ノ必要ナキヤ

提出者 松 江 市

委員長(岡山市) 委員會ニ於ケル左記ノ通字句修正意見報告、報告通部會ニ提出ノコトニ決定

「一、藥品(沈澱藥、又ハ消毒藥等)ヲ使用セル場合送配水管、量水器、唧筒其ノ他工作物ニ及ボス影響ニ付承り度シ」

水道協會第拾回中國支部會議事速記錄

水道協會第拾回中國支部會 (第一日)

(昭和十六年四月二十三日 於市立圖書館)

午前九時三十分開會

○下關市 白井政一君 それでは只今より水道協會第拾回中國支部會を開催致します。協議に先だちまして皇居の遙拜並に皇軍將兵の武運長久、尙靖國の英靈に對しまして感謝の黙禱を捧げたいと思ひます。正面に向つて御起立を願ひます。

皇居 遙拜

黙 禱

○下關市 白井政一君 御着席を願ひます。只今より下關市長の御挨拶があります。

(下關市長松井信助君登壇)

○下關市長 松井信助君 今回第拾回水道協會中國支部會を本市に於て開催せらるゝに當りまして、來賓並に會員各位多數の御來場を得ましたことは、主催市と致しまして寔に光榮に存じ深く謝意を表する次第であります。それと共に又吾々二十萬市民も此の會を當地にお開き下さいましたことを衷心より御歡迎致して居る次第であります。本市と致しましては、此の支部會開催に就きましては今回を待つま

でもなく數年前よりお引受け致したい心算で居つたのであります。丁度市廳舎の改築と合せまして、公會堂の建設が其の機運に恵まれて、將に着工の運びまで進行致して居りました關係上、出來得べくんば之が完成の時に際しまして、是非皆様を御招待申上げたいと、斯やうに存じて居りました次第であります。偶々今次事變の勃發に際會致しまして、世界情勢も逐年益々其の深刻の度を加へまして、資材其他に於て遂に着工困難と相成りました結果、遺憾乍ら工事も一時中止の已むなき事情に立至りました次第でありまして、斯く相成りました結果は此の上程等とお引受けを延引致しますことは或は如何かと考へまして、會場萬般甚だ不行届の點をも顧みませず、茲にお引受けを致すことと相成りました譯であります。折角御來關を得ましたも各般の待遇に或は御不自由をかけるやうなことはないかと實は非常に懸念を致して居る次第であります。此の點はどうか豫めお宥しをお願い致したいと考へます。次第であります。

却說本市は既に皆様も御案内の如く其の地理的關係に

依りまして、支那事變以來軍事、交通、産業各種の部門に亘りまして目下未曾有の國策的事業が集注致して居る有様でありまして、鐵道、國道兩海底隧道を始めと致しまして、港灣の擴張、又内港の修築、或は長府工業港の築設、又は關釜専用の武久港の計畫等は等港域は正に本市を週りまする海面一帯に及びまして、下關飛行場も近く完成の域に達しまして専ら本市の空港として將來の利用を期待せらるゝ傍、縣營として目下築造中でありまざる漁港も亦本市水産事業の重要基地と致しまして之亦完成が目睫に迫つて居るやうな譯でありまして、又本市は之を歴史的方面に於て觀まするも幾多の史實を有しまして、就中源平古戰場として往時より廣く人口に膾炙されまして、市内壇之浦は平家終焉の地として今尙懷古の情の盡きざるものがあるのであります。尙又近くは軍神乃木將軍の生立の地と致しましても、或は又日清講和談判場として有名な春帆樓、其の他明治維新發祥の地と致しましても其の因縁寔に深く幾多の遺跡を存するのであります。御來關の此の機會に是等幾多の史跡を御視察願ひますることも亦意義あることと思ふ次第であります。

次に本市の上水道でありますが、本市は水利の便に極めて乏しくありまして、一般飲料水すら容易に得ることが困難でありました關係上、上水道の必要は既に明治二十五年以來痛感せられて居りましたのであります。財政其

二八
の他の關係上容易に開設の運びとならなかつた次第であります。而して明治三十四年に漸く其の機運が動きまして以來五ヶ年を経まする即ち明治三十九年愈々之が竣工を見ましたやうな譯で、爾來四次の擴張を経まして現在に及んで居る次第であります。併乍ら時勢の發展と水産業の發達は逐次現在の施設を脅威致しまして、就中輓近の工業用水の需用愈々激増を加へんとする機運に對處致しまして、只今縣營木屋川の利水事業と共に擴張工事の實施中でありまして、總工費豫算は此の兩事業を合せまして一千貳百五拾萬圓に及びまして、昨年來銳意工事の進捗に努めて居る次第であります。此の計畫内容に付きましてはお手許に配布致して居ります概要書に詳述致して居りますので宜しく御披見の上で御批判を希ふ次第であります。水道事業の重要性は只單に都市の文化施設としてのみに止まりませず保健衛生に就ては勿論であります。生産の擴充乃至は高度國防國家建設是等の見地より考察を致しまするも、寔に重大でありますと共に本事業の經營を直接御擔當に相成つて居ります皆様方の責務こそ又洵に重大であることを痛感するものであります。斯やうな意味を以ちまして水道に關する各般の問題に付きまして會員が一堂に會しまして互ひに研究致しまする機會を得ましたことは眞に御同慶に堪へない次第であります。斯かる重要な會議を本日より二日間に亘り御審議相成りました上、尙本市の水道施設を

始め種々御視察を願ひまして、皆様方の御批判なり御指導を得まするならば洵に此の上ない幸ひとする次第であります。尙御旅館の設備と云ひ又會場の仕構えと云ひ實に失禮のみと考へまする次第であります。何卒此の點は御寛恕下されまして成功裡に二日間の日程を終了し得るやう一重にお願ひを致す次第であります。混雜の際不行届の點もあらうと考へまするが、其の點は特に御遠慮なく係員までお申出下さりますやう特にお願ひ申上げておきます。甚だ簡單でありまするが以上を以ちまして御挨拶を終る次第であります。

○下關市 白井政一君 支部長廣島市長の御挨拶が

（水道協會中國支部長廣島市長藤田若水君登壇）

○廣島市長 藤田若水君 茲に第拾回水道協會中國支部會を開催するに當りまして一言御挨拶を申し上げます。昨年十一月に東京市に於て開かれまして水道協會第九回總會に於きまして廣島市が重ねて當中國支部長に選任の光榮に浴しましたのであります。何卒各位の御援助と御指導を得まして最善の努力を致したいと存じて居ります。宜しくお願ひ申上げます。時節柄御多用の際にも拘らず來賓各位の御臨席を辱う致し、又會員諸君の多數御出席を得ましたことは當支部會の欣幸とし満足に存する次第であります。殊に

當下關市に於かれましては諸般の御用務が非常に御多端な折柄にありますので本會開催のため一方ならん御配慮を煩しまして寔に恐縮に存じて居ります。茲に支部會並に會員一同を代表致しまして深甚なる謝意を表します。支那事變勃發以來五年に及びまして榮え行く國運の前途には國民試練のため幾多の難關が横つて居りますことは申上げるまでもありません。従つて高度國防國家建設の要極めて緊切なる時代であります。さうして此の高度國防國家を築きますため保健衛生の向上、國民體力の増強、産業施設の改善擴張、保安防空の施設等愈々其の重要性を加へて参りましたが、此の間吾々水道の擔當致しまする役割は非常に重大でござりまする。幸ひに會員各位に於かれましては念ひを此處に致されまして、御提出になつて居ります各種の問題に對しまして慎重なる御検討御審議を煩し、各位の豊富なる蘊蓄を傾け経験を披瀝して本會の重大なる使命を果されましますやう切望に堪へません。頗る簡單でありまするが之を以て支部長の御挨拶とします。

○下關市 白井政一君 之より山口縣知事閣下の祝辭をお願ひ致します。

山口縣知事祝辭

（山口縣利水課長杉村誠之介君登壇）

○山口縣利水課長 杉村誠之介君（代讀）

祝 辭

本日茲ニ水道協會第十回中國支部會ヲ開催セラレ、ニ方リ
祝意ヲ表スルヲ得ルハ洵ニ欣快トスル所ナリ
惟フニ上下水道ガ都市ノ重要施設タルコトハ言フ俟タザル
所ニシテ之ガ發達ハ國民生活ノ根幹ヲ爲スノミナラズ保健
衛生並ニ産業發展及防火保安上必要缺クベカラザルモノナ
リ
庶幾クバ本會ニ會セラレ、各位之ガ施設ノ重要性ニ鑑ミ慎
重審議有終ノ效果ヲ收メ以テ斯業ノ改善發達ニ格段ノ御努
力アランコトヲ一言以テ祝辭トナス

昭和十六年四月二十三日

山口縣知事 武井 群 副

○下關市 白井政一君 引續きまして下關市會議長殿の祝辭
をお願ひ致します。

市會議長祝辭

（下關市會議長松永幸作君登壇）

○下關市會議長 松永幸作君

祝 詞

本日茲ニ第十回水道協會中國支部會開催セラレ、ニ當リ末
席ニ列シ祝辭ヲ述フルハ不肖ノ最モ光榮トスル所ナリ

惟フニ上下水道ガ國民生活上必須ノ施設ニシテ保健衛生乃
至ハ防火保安ニ重大ナル使命ヲ有スルハ論ヲ俟タザル所ト
ス

加之最近諸産業ノ發達ニ伴ヒ工業用水ノ需用モ亦益々其ノ
重要性ヲ加ヘ實ニ都市ノ生命ヲ扼スルモノト云フベキナリ
水道協會ハ夙ニ此處ニ留意セラレ斯道ノ諸權威ヲ網羅シ施
設經營ノ指導改善ニ精進セラレ以テ國家福祉ノ増進ニ寄與
セラレツ、アルノ功績ハ實ニ甚大ニシテ邦家ノ爲洵ニ慶賀
措ク能ハザル所ナリ

今回本市ニ於テ支部會開催セラレ斯道ノ權威者並ニ關係官
局各位多數ヲ迎ヘ上下水道各般ニ涉リ審議研究セラレ本市
モ亦之ニ依リ啓發セラレ、所洵ニ大ナルモノアルヲ信ジ衷
心感謝ニ堪ヘザルナリ

今ヤ戰時體制下社會文化ノ向上ハ駁々乎トシテ健全都市建
設ヲ要望シテ已マズ今後水道事業ノ使命益々重キヲ加フル
ノ時本會ガ一層ノ努力ト其ノ使命達成ニ邁進セラレ以テ地
方自治向上ノ爲斯業將來ノ發展ニ貢献セラレムコトヲ切望
シテ已マザル所ナリ

茲ニ所懐ノ一端ヲ述ベテ祝辭トス

昭和十六年四月二十三日

下關市會議長 松永 幸 作

○下關市 白井政一君 之より議事に入ります。議長の御着
席を願ひます。

○議長（下關市助役吉田耕造君） それでは定款の規定に依
りまして會議中議長の席を汚すことに致します。何分是等
の點は不慣れでありますので皆様方の御指導と御協力に
依りまして、會議中圓滿に議事を進行させて頂きたいと思
ひますのでどうぞ宜しくお願ひ致します。それでは一般會
務の報告を願ひます。

一般會務報告

○支部長（廣島市長藤田若水君） 一般會務報告の一部を私
より御報告申し上げたいと思ひます。水道協會細則中改正の
件であります。之は中國支部と云ふ名稱を、中國四國
支部と云ふやうに変更することに就きまして總會に提案方
を協會長に要求致しました所、協會長から改稱問題は目下
定款を全面に亘り改正方調査研究のため理事會に於て改正
委員會を設置せられて居るから同委員會に廻附の旨通牒を
受けまして、七月同委員會を開催されましたが此の問題は
上程致されませんでした。それで昨年東京に於て開かれま
した總會を機會と致しまして支部の役員會を開き其の對策
に付て御協議申上げた所、支部としては飽までも目的の貫
徹に努力し併せて定款の改正に關しても支部は一致の態度
を以て邁進するやうにと申合せを致しましたのであります
が、其の後理事の改選に依りまして定款改正委員も更迭
せられ、中國支部に於ては岡山市と共に廣島市も委員に指

名せられ、本年に入りまして二回委員會を開き改めて定款
及細則の改正案が提案せられました。此の支部名稱變更
の件は只參考資料として送附になりましたので、委員長の
原君に對しまして本件上程方を要求致しましたが、委員長
は之は關西支部、中國支部の兩支部間に於て協定すべきも
のであつて、一般的には關係がないから上程の必要を認め
ないと云ふことで上程されませんでした。

そこで大體高知、徳島の兩市は昭和八年以來書類では協
議を致して居りましたのであります。満足すべき回答
を得ませんので一度兩地に参りまして兩市長に面談するよ
り外はないと考へて居りましたので、此の度本月十一日私
自ら足を擧げまして徳島、高知の兩市に出かけて相談致し
ました所が、兩市長共中國支部の方へ参加することを快諾
致したのであります。目下關西支部へ交渉中であり、存じ
ますのであります。此の旨申上げておきます。尙定款改正
に付きましては昨年東京に於ける支部役員會の中合せもあ
り委員會に於て決定しました改正案をお手許にお廻はしし
てありますから、御研究の上支部としての態度を御決定
願ひたいと存じます。他の一般會務に付ては廣島市經理課
長より報告致します。

○番外 瀧澤捨雄君（廣島市） 昨年支部會開催後に於ける

當支部の事務の概要を御報告申し上げます。支部長の改選、當支部長は昨年十一月二十五日東京市で開かれました水道協會第九回總會最終日を以て任期満了致しましたから、定款第十七條に依つて支部所屬理事互選の結果再び廣島市に決定致しました。次は支部會員の異動であります。新たに愛媛縣今治市、岡山縣玉島町、廣島縣五日市町が御加入になりましたので正會員三十二箇、特別會員五箇、賛助員一名と相成りました。次に昭和十六年度中國支部會歳入出豫算並に十四年度支部歳入出決算であります。此の二件に付きましては細則に基きまして書類回議の結果、本年二月二十一日會員三十五の内二十三は何れも原案御承認の御回答を得ましたので、同日附を以て議決済と致しまして協會長に報告書を提出致しました。其の内容はお手許にお廻はしして居りますからそれに依つて御承知を願ひたいと存じます。

次は昭和十五年度中國支部會費收支決算であります。此の決算書はお手許にお配りしておきました。會費收入一千二百九十二圓、前年度繰越金が三百十九圓三十六錢、預金利子五圓四十六錢、合計一千六百十六圓八十二錢の歳入であります。支出に於きましては倉敷市に於ける第九回支部會の諸費としまして一千三百八圓九十四錢、差引殘金三百二圓八十八錢でありまして、それが翌年度へ繰越しとなつ

たのであります。此の點に付きましては此處に支出其の他の證憑書類、一件書類を持参して居りますから御適當の機會に一應御覽を願ひたい。御承認を得たいと存じます。次に昨年第九回支部會に於きまして支部長一任となりました件であります。中國四國支部と改稱の件は只今支部長より御報告の通りであります。津山市提案の鐵鋼管、鉛管其の他統制品の配給に關しまして配給緩和方の陳情であります。それを會長に依頼して呉れと云ふやうな御決議でありましたので、早速五月十七日其の旨會長に傳達致しました所、二十九日附を以て二十三回理事會の開會を機として理事の中から委員を選んで企劃院、商工省、内務省等の關係方面に陳情をしたのであるが、目下の情勢に於ては緩和の見込があるか否やは見透しが甚だ困難であるけれども、水道事業に對しまする認識を深めたことに付ては相當効果があつたらうと云ふやうな回答がありました。それから一つお願ひしたのであります。昨年八月と思ひます。會館の建設並に試験場設置費としまして、協會長から各支部會に對し應分の寄附方を支部長宛に申込んで来たのであります。早速皆様方に御傳達申上げたんであります。他の支部も聞きますと、非々寄附申込があるやうであります。何卒議決を一つ適當な時機にお願ひしたいと云ふことを申添へまして事務報告を終ります。

す。
○議長 (下關市助役吉田耕造君) 只今の御報告に對しまして御發言が御願ひ致します。

○三十八番 富家夏廣君 (高松市) 本案に就きましては別に異議はございませんが、先刻支部長さんから参考報告がありました。徳島縣、高知縣の兩縣を中國支部へ加へると云ふことに就きまして、支部長さんが熊々御多忙の中を高知市、徳島市までお出かけになつて兩市長に御懇談下さいました結果兩市長も快く承認して下さいと云ふことを今承りました。之は第二回支部會より引續いての懸案でございます。此の問題が今回支部長さんの御盡力に依りまして圓滿裡に解決し得ることになりました。其の御盡力を茲に感謝するものであります。御出席の皆様も共に感謝の意を表するため拍手を以て其の意を表すやうにして頂きたいのであります。(満場拍手)

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 他に御發言はありません。御異議が無いやうでありますから御承認相成つたものと認めます。次は第三號議案幹事選舉の件を上程致します。

第三號議案 幹事選舉ノ件

本支部幹事ノ任期ハ第拾回支部會終結ノ日ヲ以テ満了ニ

付本支部規則第四條第二項ニ據リ幹事ノ選舉ヲナスモノトス

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 御意見はありません。選舉の方法は投票を用ひますか、或は其の他の方法に依りますか、御意見が御願ひ致します。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 幹事の選舉は從來の例に依りますと、支部區域内の各縣より一名宛幹事を互選して頂くことになつて居りますやうであります。から、今回も前例に倣ひまして各縣一名宛、七縣あるやうです。七名あれば宜い譯であります。各縣で御相談になりまして、直ちにと云ふことも困難かと思ひます。から明日會の始まります前に議長の手許にまで申出になります。するやうにお取計ひを願ひたいと思ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 只今二十七番の御動議に御異議はないですか。「異議なし」と呼ぶ者あり。御異議がないやうに認めますので左やう決定致します。次は第四號議案昭和十七年度支部會開催地決定の件を上程致します。

第四號議案 昭和十七年度支部會開催地決定ノ件

本支部規則第八條ニ據リ昭和十七年度支部會開催地ヲ決

定スルモノトス

○支部長 (廣島市長藤田若水君) 只今議題となつとりま
明年度の支部會開催地でありますが、二三交渉致しまし
たけれどもまだ確定致して居りませんので、支部長に御一
任を願ひたいと思ひます。場合に依つては廣島市でお引受
け致しても宜いかと考へて居りますが、其の以前に二三御
相談申上げて其の方がお引受け下されば其の方にお願ひし
たいと考へて居ります。本日の御申合せは支部長に一任と
云ふことにお決めを願つておけば洵に結構と思ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 議案第四號は支部長一任
と云ふお話があります。御異議はありませんか。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 只今お諮りになりまし
た次回開催地決定の件は支部長一任と云ふことに私も賛成
であります。併年ら次回開催地は支部會で決定すると云ふ
ことになつて居りますから、之は支部の方へお願ひであ
ります。なるべく早い機會に御決定相成りまして御通知
頂きたいと思ひます。それだけ申上げておきます。

○支部長 (廣島市長藤田若水君) 了承致しました。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) それでは支部長一任と決
定致します。此の場合追加議案が出て居りますので第五號
議案として上程致したいと思ひますが御異議はありませ

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないやうでありま
すので第五號議案水道協會定款改正に關する件を上程致し
ます。

第五號議案 水道協會定款改正二關スル件

○番外 瀧澤捨雄君 (廣島市) 第五號議案に付て御説明を
申上げます。定款改正に就きましては昨年第九回水道協會
總會の際、役員會に於きまして定款改正があつた場合には
支部會にも一應諮つて一致の行動を執らうと云ふやうな申
合せもありましたので、今回水道協會から定款改正が理事
會に提案になつたので、それを最近支部の意向を決めて呉れ
と話がありましたので茲に提案したんであります。定
款改正に付きましては昨年の總會に於きまして一部改正
が議決されたんであります。其の後協會に於きまして
は全般に亘る改正を計畫され、昨年来理事會に諮つて居ら
れたんであります。昨年の總會に依りまして理事會が改
選せられましたので改めて新理事會に提出せられ、理事會
に於きましては特別委員を設けて附託することになり、中
國支部に於きましては先程支部長から申上げましたやうに
岡山市と廣島市が委員に指名されたんであります。

と云ふので斯う云ふ風に改正されたんであります。

第八條、第九條、第十條は現行通りであります。第十一
條の會費滞納の場合の除名處分であります。理事三分
の二と云ふのは同じであります。只十二月以上滞納
した場合と云ふことを削除致しました。第三章の入會金或
は會費であります。入會金は賛助員と云ふものが殖えま
した關係上此處に賛助會員の項を加したのであります。
役員及顧問の件に付きましては會長の次に「専務理事」と
云ふものを一名加へたのであります。十四條は現行通りで
あります。専務理事を入れました關係上會長の職務を
第十四條の第二項としたんであります。さうして十五條に
於きまして、「専務理事ハ會長ノ推薦ニ依リ總會之ヲ定
ム、専務理事ハ會長ヲ補佐シ會務ヲ處理ス」と云ふ一項に
代へたのであります。十六條、十七條、十八條は現行通り、
十九條、二十條、二十一條も現行通りであります。二十二
條は票決權であります。之も矢張賛助會員の出来ました
關係上賛助會員に對する票決數の規定を此處に決めたんで
あります。二十三條、二十四條、二十五條は現行通り、二
十六條、二十七條、二十八條、二十九條も皆現行通りであ
ります。

附則三十三條なんかは經過規定でありますので、もう
經過規定の必要は無くなりましたから、之等の權利義務は

今年の一月と四月に定款改正委員會が開かれ只今お手許
に配布して居ります改正案を委員會は大體決定致しまし
た。之に付きまして簡單に大略御説明を申上げます。第一
條は現行通りであります。第二條の中所謂目的の五、六の
資料の規格及検査に關する事項が現定款にはありません。
之は字句の修正に過ぎないのであります。三條、四條、五條
も現行通りであります。第六條に於きまして今まで會員は
正會員と特別會員の二者であつたんであります。今度は
賛助會員と云ふものを一つ置くことになりまして賛助會員
が殖えたのであります。それから會員の資格を現在特別會
員になります者は上下水道に従事し或は従事した者、上
下水道に關し學識経験ある人でありまして、此の度第三を
設けまして「理事會ニ於テ適當ト認メタル者」と云ふこと
、賛助會員の資格を此處に決定したんであります。此の
理事會に於て適當と認めたる者と云ふことに付きまして
は、昨年の總會に於きまして豫算の議決當時に理事會が一名
殖えたのであります。其の理事會を置きます場合に特別會員
とか何か會員の中から理事會を選挙して會の事務を整理する
と云ふ風になつて居りますので、さう致しますと特別會員の
現行に於ける一號二號に該當せん方でも役員とならなけれ
ばならない原則的問題から、理事會に於て其の人の經歷其
の他を審議致しまして會員にする規定を設ける必要がある

消滅してゐるんで斯う云ふ風な附則を整理する意味に於て十三、四、五條は考慮したんであります。それから細則でありますが、第一條は現行通りであります。今度中國四國支部と云ふ風に決定致しますれば、此の第一條の支部區域の變更方を協會に要求されなければならぬと思ひます。第三條の入會金でありますが、之は賛助會員が出来ますから其の入會金を決めたのでありまして、正會員は現行通りであります。會費の改正でありますが今までは總戸數制で會費を決定して居つたのでありますが、今度は人口に依つて級別に改めることに提案になりました。此の點に付きましては委員會に於ても種々研究審議を重ねたんであります。大體斯う云ふ風に變更になりますと相當殖えるんであります。大きい方で申しますと東京市が今千圓と申して居りますがそれが千六百圓位に殖えます。大阪市の五百圓が一千百圓になるんでないかと思ふのであります。大體九級までは二十圓から百圓、百二十圓位殖えるのであります。此の會費増額に付ては委員會でも非常に議論がおりますが、協會に於きましては段々色々な研究事項が多くなるし、總會に於ても常設委員に附託になります案件が澤山出て来るんで、之なんか今までは東京市とか或は業者の試験場とか他の機關を利用してやつて居つたんであります。さう云ふことではなか／＼研究が出来ないから今

度協會に調査部が出来まして、東京帝國大學の草間博士が部長になられました。色んな研究を開始せられたんださうであります。それでそんな經費の一部としてどうしても會費を増額して貰ひたいと云ふやうなことであります。そんな事情で之は已むを得んことではないかと委員會としては大體決定したんであります。之に依つて年間七千圓か八千圓ばかり現在より増額するものと存じます。特別會員は前の通りであります。賛助會員も級別であります。會費は票決權の關係に依りまして之を考慮したんであります。大體協會の原案に依りますと票決權は會費百圓に付て一箇と云ふやうな方針でありまして、さう致しますと千圓出せば十箇の票決權を有つ譯で従つて票決權も殖える云ふことになりまして、委員會に於きましては支部長さんも出席致しまして之に對して相當意見を聞はせまして、結局第一回の委員會に於きましては正會員より票決權は殖やさないと思ふことにはしたんであります。第二回に於きましてどうも正會員と同じにやるのは不可んぢやないかと云ふ説がออกมาして、監督官廳方面からも色々な意見が出來ましたので、一番澤山會費を納める者は七箇まで認める、それで一級の千圓以上納める者は七箇とする票決權に制限を附しまして、百圓、三百圓、五百圓、七百圓、千圓と云ふ風に決めたが宜からうと云ふ風に決定したんであります。

第五條に於きましては今まで中途入會者の規定が月割となつて居つたのであります。之を總會終了前と後とに分けてまして半額と全額と云ふことに改正したんであります。第七條理事の定員であります。理事も今までは會の票決權數に依りまして按分に依りまして理事數が決定しつたんであります。それも會員の界動とかに依つて多少殖さなければ不可ないと云ふので五名殖えることになつたんであります。關東、關西、東北、北海道、滿洲支部が一名宛殖えます。此の度三十五名に改正になつて居ります。以下大體現行通りであります。第十八條の役員は無報酬であります。專務理事を置き又給制を認めました關係上此處に一項を設けたんであります。二十三條に一項追加してあります。之は役員の定數變更に依る所の任期を規定したんであります。以上は大體概略の説明であります。本件に付きましては此の例會に際しまして、委員會の決定案に對しまして賛成するかしないかと云ふ支部全體としての態度をお決り願ひまして、來る次の理事會に御意見を反映致します。定款改正の参考として支部決定事項に向つて邁進したいと考へます。どうか宜しく御審議の上御決定を願ひたいと考へます。

○三十八番 富家夏廣君 (高松市) 只今定款の變更に付きまして詳細なる御説明が御座りましたが、其の内尙不審な點が御座りますので其の點をお判り下さいましたら御説明が願ひたいです。定款十三條の變更であります。十三條に依りますと專務理事が一名加つたんであります。此の專務理事一名を加ふるに至りました内容でございます。さう云ふことがお判り下さいましたら御説明を願ひたいです。次は十五條の專務理事は會員中より定むと云ふ風になつて居ります。此の會員と申しますのは特別會員とか或は賛助會員とか斯う云ふものも含めて居る會員のことでありませうか。尙此の第二項に專務理事は會長を補佐し會務を處理すとなつて居りますが、補佐の點であります。或は協會の副會長と云ふ風な重要任務に就くのでありませうか、如何でせうか。

次は二十二條の後段に賛助會員に在りては一箇以上とし細則に於て之を定むと云ふ風に票決權を規定してあります。茲に一箇以上と云ふことになりまして最高範圍即ち七箇以内とする云ふ風に字句がなつとれば克く判るのであります。單に一箇以上と云ふことだけに留めるのであります。ならば此の「一箇以上トシ」の六字は無くして宜いことぢやないかと思ひます。それは細則に明らかに規定してあるのでありますから、賛助會員に在りては細則に

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 御質問並に御意見が御座りますれば御發言を願ひます。

於て云ふ風に決めては如何かと思ひますが、此の點御説明を願ひたいです。

○番外 瀧澤捨雄君 (廣島市) 高松市の御質問に判ります範圍だけ御答辯申上げます。第十三條の専務理事でありまするが、専務理事と云ふのは第十五條に關聯致しまするが、大體専務理事を置く経緯に付きましては、協會長が東京市長でありますため東京市長の下には色んな所謂事務機關があるのではありませんが、會長が非常に多忙であり、水道協會も段々事業を起し統制なんか専任の事務を統轄する者が無いと困ると云ふやうなことで、昨年總會の昭和十六年度豫算決定の時に理事給が計上されまして、年俸五千圓の理事を置くことと云ふことを決定して居るのであります。それで理事と云ふものがありますので此處に定款に理事を決めて置かう、理事と云ふことになるよ役員ちや不可んちやないかと云ふので専務理事は會員中より會長の推薦に依り總會之を決すと云ふ條文が出来たんであります。副會長は東京支部から出て居りまして、副會長も置いて呉れ、さうせんと會長が故障のある場合に其の事務を代理する者が無いと云ふものもありましたが、之は東京市長が會長でありますならば東京市長を代理する人がやつても宜いぢやないかと云ふ風な説が出来まして、結局東京市の吏員で會長が出来るから副會長を置く必要はないと云ふ結論になつたと

思ひます。それで専務理事を置きまして事務だけを處理する。會長副會長は東京市長不在の場合は助役がやられるんであります。専務理事は會長の代理はしない、只事務の關係をやることと云ふことになるんだと考へて居ります。

第二十二條の「票決権ノ一箇以上トシ」と云ふ字は要らんぢやないかと云ふ御意見でありましたが、票決権は矢張定款に於て何箇と決めるのが至當だらうと云ふので、正會員とか特別會員は定款で決つて居るのであります。賛助會員に於ては之も一樣ぢやなく矢張先程一寸申上げたやうに會費と票決権が關聯するもんではありませんから、すつと澤山書くとおかしから一箇以上として他は細則で決めると、定款が規定する必要上此處に擧げたんだと思ひます。簡單でありますそれで御諒承願ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 他に御意見はありませんですか。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 只今提案になつて居ります水道協會定款改正の件は協會と致しましても重要な案件であります。重大な問題と考へます。此の定款改正を必要と致しまする理由は、水道協會も創立以後十ヶ年になりまするので其の當時の事情と現在の事情とは大變異つて居りまして、事務も非常に繁多になつて居りまするので、色々の關係を考へまして、其の間暫行的には改正をやつた

かのやうに記憶して居りますが、全面的に其の機構を改正

する必要があると云ふ議が起りましたのが今から二、三年前の會議であつたと思ひますが、それから協會當局が案を立て、理事會に提出されたのが此處に出来て居る案であります。理事會と致しましては之は相當重要な案であるからと云ふので慎重に審議することとし、臺灣、滿洲、朝鮮等の支部長を加へた特別委員の十五名で審議することになりました。去る本月四日開かれました委員會を最後と致しまして大體の成案を得ましたのが此の案であります。若し之が總會の席上で議論が生じ決定にならないとすれば將來何かと關係しますので、希くば本年の總會で成立させたいと云ふ意向を以ちまして、最後の四月の會議に於きまして各支部會に諮つて支部の意向を纏めた後委員會で最後の決定をしやうぢやないかと云ふことになつて居る次第であります。それでありましてから本會で各位の此の改正案に對しまする御意見を承りまして、今度定款改正特別委員會の委員長から報告されます場合には私共は委員の一人として發言出来ませんから、理事會に於ては支部の意のある所を十分申述べる機會があるのでございますから其の機會に皆さんの意向を傳へる資料に致したいと考へますので、十分御検討になりました支部としてはどう云ふ意見であると云ふ表示が致したいと考へて居りますが故に、此の問題は

慎重に御審議に相成りますやうに希望致します。

さうして私の考へますのは今此の會にも追加として提案されたやうな次第でありまして、各會員の方も豫め之を検討し研究する時間がなかつたのであります。早速此の席で之を纏めることは相當時間を要しますと考へますから、會議の進行上之は議長指名の委員に御附託を願ひまして、次に支部會員の意見を纏めることが進行上宜いのではないかと考へて居りますので其の點を議長よりお諮りを願ひたいと思ひます。さうして委員の數も適當に議長の方で御指名願ひまして決定したいと思ひます。それで前申しました通りに此の案件はさう長く審議する餘裕を有ちませんので、此の六月には本年總會前の理事會がありますし其の理事會までに本會としては各支部の意見を纏めることになつて居るやうでありますから、御無理なやうでありまするが速かに意見を決めて頂きたいと思ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 本件は非常に重要な議案でありますと同時に又緊急を要する關係上議長指名の委員に附託すると云ふ動議が出て居りますが此の動議に御異議はありませんか。(「賛成」と呼ぶ者あり) 御異議がないと見まして左やうに決定致します。それでは委員を指名致します。岡山市、高松市、松江市、萩市、米子市、松山市、廣島市、以上七名を指名致します。次は提出問題の

審議に移ります。事務の部より逐次御審議を願ひます。

事務之部

〔一〕動力申込ニ際シ進相設備費負擔ニ付テ御意見承リタシ

提出市 三原市

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 三原市は御説明があまりあるか。(三原市より「ありません」と答ふ) それでは御發言を願ひします。

○三十八番 富家夏廣君 (高松市) 三原市にお尋ね致しまするが此の進相設備は特に三原市のため設備するんで、其の設備がありましたならば三原市が受益すると云ふ風になつたんでございませうか、此の點お聞かせ願ひます。

○五十三番 山本孝人君 (三原市) 三原市が受益するのであります。

○二番 三上 昭君 (廣島市) 此の進相設備設置と云ふ問題は電力節約を叫ばれまする近來の問題でありまして、比較的耳新しいことなんでしょう。此の進相設備を致しますため受益する所のは供給者も又需用者も相共に受益するのであります。供給者の方に於きましては或は送電線とか発電機、或は變壓機の設備が小さくなりまして其の方に受益することが相當にあるのであります。同時に需用者

四〇

の方に於きましても誘導電動機の力率が多くなりまして、従つて電力料金を従量制に採る如き場合は電力の節約にもなりまして、料金に於て受益するのであります。さう云ふことから考へますと兩者が設備費を分擔するのが當然だと考へます、併し一面進相設備を誘導電動機に併列して設けます關係並に内線と外線との境の責任分界點を此の外側に設けて、さうして動力供給の場合に料金の方に於て供給者即ち會社の方が幾分か讓歩して料金を値下げする、さう云ふやうな點に於て兩者が協定すべきもんぢやないかと私は考へて居ります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 他に御意見はありませんですか。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 岡山市にはさう云ふ交渉は無いのでありますが、今廣島市が申されました通り相當協定の餘地があるのぢやないかと想ひますが、協定に付て御經驗がありますならば或は協定を始めて居られるか、供給者の意見と云ふものを尙若し御承知ならば参考に承りたいと思ひます。

○五十三番 山本孝人君 (三原市) 之は會社の方と餘り話をして居りませんので、只請求しました所が斯う云ふ風にやらうと言はれたので他都市はどう云ふ風にやられて居る

ラレタル都市アラバ其ノ内容ヲ承リタシ

提出市 福山市

○十二番 鼓 元一君 (福山市) 各都市の御回答を得まして有難うございました。之を以て非常に参考となりました。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 御意見はありませんですか。

○三十八番 富家夏廣君 (高松市) 回答集に據りますと廣島市の御回答が「制度なし、併し多量使用と認むるときは相當量に認定し居れり」と斯う云ふ風になつて居りますが、此の認定の方法に付て若し御出席のお方で御經驗がありますれば内容を知らして頂きたい。

○番外 瀧澤捨雄君 (廣島市) 只今高松市から御質問がありましたですが、廣島市には斯う云ふ色んな農、林業、畜産業、漁業の區別をして居りません。只共用栓を使はせますのは家賃の高低に依りまして餘り裕福でない者に對しまして共用栓を許して居るのであります。でありまするが共用栓を使ふ中でも多量の水を使ふ畜産業に致しましても、農業に致しましても多量の水を使ふことになりまして相當高額となりますから之に對しては營業用として認定するのであります。大體の標準を決めまして、私の方は放任給水でありますから大體何處使つたら宜いかと云ふ平均使用量

か、同一歩調でやりたいと云ふ意味で此の問題を提案した譯であります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 他に御意見がありませんか。ば議了と致しまして第二に移ります。

〔二〕給水工事費精算追徴金ヲ納付セザル場合之方取扱ニ付承リタシ

提出市 三原市

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 御意見はありませんか。(發言を求むる者なし) 本問も夫々答へが有りまするので御諒承のことと思ふのであります。議了と致しまして第三問に移ります。

〔三〕給水工事ノ請求ヲ受け設計豫算額ヲ前納セシメ工事完了ト同時ニ給水ヲ開始セリ、而シテ工事費精算ノ結果追徴金ヲ要スルニ付請求スルモ言ヲ左右ニシテ納付セザル實例ニ遭遇セリ、斯カル場合ノ取扱方ニ付實例又ハ御意見承リタシ

提出市 三原市

○議長 (下關市助役吉田耕造君) どうぞ御遠慮なく御發言を願ひます。(發言を求むるものなし) 別に御發言もないやうですから第四に移ります。

〔四〕共用栓使用資格者ノ條件ニ於ケル建坪ニ對シ農業、林業、畜産業、漁業等ノ如キ業者ニ付特別ノ制度ヲ設ケ

四一

を實地に記録してそれならば幾何と大體共用栓であります
るが普通の營業用並に料金を認定して居ります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 他に御意見はありませ
んですか。議了として宜しうございますか。(「異議なし」
と呼ぶ者あり) 御異議がないやうですから第四は議了と決
定致します。第五。

〔五〕 一時立替拂金制度ヲ暫定的ニ水道協會ニ適用スル件

提出市 鳥 取 市

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 御意見はありませんで
すか。

○六十三番 三谷七五三吉君 (丸龜市) 本問題に特に理由
としまして關係販賣業者に於て比較的厄介視せられると云
ふことであります。販賣業者に對して便利を計らなけ
ればならぬものがあるかのやうにも考へられるが、其の便
利を計らなければならぬ理由を承りたいと思ひます。

○七十二番 山本熊之子君 (鳥取市) 之は要するに吾々
水道關係者側から注文致しまする藥品を、時局關係でなる
べく現金で賣付けやうと云ふ商賣人が全國に非常に多くな
りまして、殊に役所の如き比較的支拂ひの遅くなります
やうな所は却つて厄介視するやうな状態にもあります。そ
こで水道協會に於きましても斯やうなことを考慮致しまし
て現在立替拂ひをして頂いて居るやうな状態でありませ
んか。

ので、之を字句の修正をして頂きましても支部長に一任致
しまして協會に斯やうに手續して頂くことが必要だらうと
思ひまして提案したやうな次第であります。

○番外 瀧澤捨雄君 (廣島市) 一寸鳥取市にお尋ねしま
す。之はどうか云ふ方法にしてやるのですか、立替拂と申し
ますのは何かおやりになつたことがあるんですか。今のお
話に依ると立替拂をして貰つてると云ふやうなお話であり
ましたが、方法はどうか云ふて居りますか。

○七十二番 山本熊之子君 (鳥取市) 既に先般も各關係都
市には照會になつて書面審議されたと思ひますが、此の立
替拂を水道協會でやつても宜いかと云ふことに付ては照會
もありまして賛成の意を表し且又お願ひしたのでありま
すが、其の度毎に水道協會の方に於きましては煩雜であ
り、又それがため態々照會されると云ふことは甚だ御迷惑
と思ひますので、斯やうに致しますと水道協會自體も非常
に早く世話をして頂けると思ひますし左やうに御諒承願ひ
ます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 他に御意見はありませ
んか。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 鳥取市にお尋ねしま
す。今まで立替拂をして居るのはどう云ふ金であります
か。私共は現状でも左やうに困難ではないやうに思ひませ
んか。

が、運賃あたりも先方拂ひでして呉れますし、代金も殆ど
なんであります。特別に斯うしなければ出来なかつたや
うなことでもあつたんでせうか。

○七十二番 山本熊之子君 (鳥取市) 水道協會の方からさ
う云ふ風にして呉れと云ふのです。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 鳥取市にお尋ねしま
す。本問は水道協會に對する要望ですね。

○七十二番 山本熊之子君 (鳥取市) 今お尋ねの通りで
あります。

○番外 瀧澤捨雄君 (廣島市) 今鳥取市は協會に出して呉
れと云ふお話であります。據素などは廣島市は年度の初
めに一ヶ年分契約致します。さうすれば運賃は先方負擔で
どん／＼送つて來まして、代金の支拂は大體一ヶ年に二回
か三回しか拂はない。それでどん／＼送つて來ます。之は
協會が何貴市の方へ立替拂でして呉れと言ふてあつた
んですか。

○七十二番 山本熊之子君 (鳥取市) さうです。

○番外 瀧澤捨雄君 (廣島市) どうも廣島は痛痒を感じ
んであります。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 今廣島市もさう云ふ例
があります。岡山市も其の點別に困難を感じて居ないので
あります。さう云ふこともありますので鳥取市と協議して

一つ出して見たいと思ひますが進行しちやどうかと思ひま
すが、鳥取市に相談致します。

○七十二番 山本熊之子君 (鳥取市) 宜しうございます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) それちや二十七番の御意
見に依つて御協議願ふことに致しまして次の六番に移りま
す。

〔六〕 給水量認定方法擴大承認方其ノ筋へ申請ノ件

提出市 鳥 取 市

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 此の問題は鳥取市の使
用條例を私今記憶して居りませんのでございませうが、水道
使用條例に依つてさう云ふことは希望を達せられるかのや
うに考へるのであります。自分の市に都合の宜い水道使用
條例を制定し、それを今では厚生省も加はりました。が内
務、大藏兩大臣に料金に關するものは認可を申請すること
になつて居ります。料金に關係しないものは地方長官限り
で出来るのであります。さう云ふやうに條例を御改正にな
ることが手つ取り早いのではないかと考へます。参考に岡
山市の例を申しますと、岡山市もさう云ふことに非常に困
難を感じて居つたんであります。當市の使用條例の條項を
申しますと、「上水ハ特ニ指定シタルモノ、外計量法ニ依
リ給水ス。」全部計量でなければ給水しないと云ふ條項に
なつて居つたんであります。それを昭和六年改正致しまし

て、量水器が拂底と云ふことも其の當時から考へて居つたのでありますが、現在に至りますると非常に便利の宜い方法になつたのであります。其の改正に據りますると本文は斯やうになつて居ります。「上水ハ特ニ指定シタルモノ、外ハ計量給水トス。但計量ニ據ラス使用料ヲ徴スベキモノハ市長之ヲ認定ス」と云ふことになつて居りますので、量水器に據らないものは市長が使用量を認定し得ることに改正して居ります。斯やうな方法でも目的は達せられると考へます。序でに申上げておきますが此前議題となつた三原市が御心配になつて居りました第二問、第三問の場合も水道使用條例にさう云ふ取扱ひに不便のないやうな條項がある筈と思ひますが、若し賦つてないとすればさう云ふ場合に處するために條例を改正になつた方が扱ひ上便利ではないかと考へますので御参考までに申上げておきます。

○三十八番 富家良廣君 (高松市) 本問題に付きまして二十七番さんからお取扱方法を承りましたが、其の中で市長が認定すると云ふ風なお話がありました。認定に付ての實際の取扱状況を承ることが出来れば至極仕合せと存じます。

○二十八番 瀧谷嘉十郎君 (岡山市) 大體私の方は給水と同時に一應は量水器を着けます。さうして其の家の職業なり家族の數と云ふやうなものに依つて大體約一ケ年位の實

績を見まして、さうして略ぼ之位であると云ふことが決まりましたらそれを引上げて來ます。又凡そ職業なり家族數が同じ位なものと認める分は替つて來た人の場合でも其の儘に行く場合もあります。凡そ實績を見まして損をせんやうに無闇にやらんやうにして居ります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 御意見はありませんか。鳥取市にお語り致しますが、岡山市からお話がありましたので水道條例を變へて適當に處置すると云ふことにして、此の其の筋へ申請と云ふことは撤回することにしては如何ですか。

○七十二番 山本熊之子君 (鳥取市) 只今二十七番の方から御懇篤な説明を承りますし、回答集にも非常に御親切に回答して頂いて居りますので大體諒承も致しましたし、格別申請する必要を認めないやうな状態にありますからして此の儘議了として頂いて差支ないと思ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) それでは議了と致しまして第七に移ります。

〔七〕 量水器使用料ハ之ヲ廢シ之ヲ給水使用料ニ包含スルノ件

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 本問に付て御意見がありますれば御發言を願ひます。

提出市 鳥 取 市

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 之も前申しました六問と同じに條例改正の機會に之を加味して改正せられたら取扱上の問題は失くなるんぢやないかと思ひますが、但し使用料をお徴りになつて居るのを廢して水道使用料の中に包含させると、財政上非常に影響を及ぼしますので其の點が相當困難であると思ひますので、今認定でなくして量水器のみに依つてやつて居られる計量制度の市に於ては非常に此の點が御困難であらうと思ひますが、之も矢張協定すべきことでなくして條例の改正と云ふことで目的は達せられるんぢやないかと思ひますが、各市の御意向も参考のため承つて見たいと思ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 御發言はありませんか。

○五十七番 吉田弘道君 (松江市) 鳥取市の御提案になつて居ります量水器の使用料を給水使用料に包含するの件に就きましては、實は松江市に於きまして最近給水條例を改正した折に調査致しましたことを御参考までに申上げて見たいと思ひます。松江市は計量給水制度でありまして、給水使用料とは別途に徴收して居りますが、今回條例改正の折には量水器使用料は給水使用料に包含された方が有利ではないかと考へたのであります。が實際はなか／＼複雑でありまして簡単に片付かないことが判りました。全國的に見

まして量水器使用料を徴收して居る都市が、百三十四市の内七十六市でありますから五十八パーセントもあります。料金の方から見ますと、其の料金は口徑別にした方が宜いかと考へたのであります。口徑別にやつて居られます市は東京市でありまして、十三耗が九十三錢です。松江市は十三耗で八メートルまでは量水器使用料を加算しても九十錢でございます。從來東京市の口徑別料金は十六耗が一圓十五錢、二十耗で一圓二十錢、二十五耗で一圓五十錢と云ふやうになつて居て、改正に當り其の料金の變化を制定しなければ公正なる給水は出來ないやうに思ひましたので、口徑別の料金は採らないことになりました。口徑別料金徴收でない時は大口徑の管を平素使用した方が防火等の場合からも有利のやうに思はれるのであります。之の例を量水器の檢定量量に取りますと、十三耗は小流が一時間に百八十リットルでありまして、二十五耗は三百リットルでありますから四十パーセントの檢定公差範圍内で、流量に於きましても前者は七・二リットル、後者は十二リットルでありますので約二倍も開きがあり使用するに大口徑の方が有利であると云ふことになつて居ります。

今や資材のことが難かしいと叫ばれて居ります時口徑別を使へば資材等も非常に利用價値を増加せられるのであります。もう一つは量水器の價格が、事變前は十三耗の量

水器が九圓二十錢でありましたのが、最近では十八圓三十錢もして居るやうな状況で約二倍であります。松江市は當初は計量制度を一部採用致して居つたのでありますが、昭和三年に全部計量制度を採つたのでありまして、メーターは温式は採用しません。翼車復匣の方を採用したのであります。メーターが高價なため温式の單匣即ち水道協會型の單匣のメーターは十三圓内外であります。同じ十三耗で此の二者を比較しますと、價格は安くなるも其の長さが違ひます。復匣は長さ百六十五耗もあり温式の單匣の方は百耗の長さが規格に一定して居りますから取接が短かいのであります。従つて其處に中接を入れなければならんことになつて参ります。それで東京市に於きましては中接に眞鍮のパイプを入れてお在でになります、併しなか／＼それが手に入らないもんだから今度は鑄物の中接パイプを入れて、さうして約二年程経つて外して見たら何れもボロ／＼となつて居つて再び利用が出来ないと云ふことになつて居ります。それで安價品は悪からうと云ふやうになつて居ると聞いて居りますから中接手もなか／＼困難です。それから量水器の使用料をまだ別に徴つて居りますから、さうしますと此の量水器の値段が騰つた時や、修理費がかゝる。

尙又先般檢定の壓力検査の方法が變り壓力が十七キロ五

となつて居ります。そして初めに八十箇の内五箇水壓試験を受ける、其の五箇の中に假に一箇不合格が出ると尙残りの七十五箇中から更に五箇を検査し、内一箇の不合格が出ても八十箇と云ふものが全部不合格になつて終ふと云ふことになりますると、非常な常に使はない高壓をメーターにかけたため其のボデーが古いものは破損をする率が多くなる心配を有つて居りますから此の廢品が出来る。さうするとメーターの使用料を負担して居つた方が改正等の場合に水道經營上有利ではないかと云ふ風に考へます。要しますに口徑別に使用料を定めなければ量水器の使用料を別箇に徴つて居る現在の方がどうも有利である。尙又市民の水の供給を受けます立場と致しまして、或は酒屋、或は醬油屋さんは量る樽代は酒とか醬油に、は入つとるのであります、市の方で水の料金を一定に決めまして、それに量水器の使用料は別途に徴つた方が、合算しても金額は同一になりますから今の所合算した方が市民の受ける感じが軟らかいと云ふやうなこともありまして、先般の條例改正に當りましては量水器の使用料は従來通り徴つて、水量十メートルを八メートルに量を下げて行く、又超過水料金を増額と云ふ風にして増收の目的を達したのであります。一寸御参考までに申上げておきます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 他に御意見はありません

か。(發言を求むる者なし) 議了と決定して宜しうござい
ますか第七は議了と致しまして第八に移ります。

〔八〕 上水道用唧筒其ノ他機器ニ對スル發注承認ニ關スル
件

提出市 高 松 市

○三十八番 富家良廣君 (高松市) 本問題に付きまして高松市の實情を御参考に供します。又それに依りまして提案致してありますやうに本件を水道協會の問題として總會に提出致したいと存じます。高松市の水道計畫は川の伏流水で賄ひ得ると云ふことになりまして水道の敷設をしたんであります。其の後計畫が外れまして冬の渇水期、夏の田地の灌漑水の必要な場合は水が不足致しまするので、其の結果現在では五本の深井戸を有つて居ります。此の井戸に依りまして夏の灌漑時期の水を賄つて居るんであります。此の五本の井戸に使ひます豫備唧筒が一臺もありませんのであります。多年使用致しました關係で唧筒の能力が非常に悪うございますので新規購入の豫算を取りまして十五年度の初めに業者へ購入交渉を致したのであります。茲に問題として提出致しましたやうに發注承認がなければ品物を造ることが出来ん、斯う云ふことになりまして品物は契約致したんでありますけれども發注承認が得られませんため唧筒の製作が行惱んで居ると云ふ状態にある

のであります。本省の方へ發注承認に付て運動致して居るのであります。何時承認の指令が出るか今の所豫定が出来ませんので、斯やうな關係でも少し大きな力で本省に働きかけたい、斯う考へて本問題を提出致したんであります。字句等に付きまして或は修正せねばならんことになつても知れませんが、それは議長さんに一任致すと云ふことにして本件を總會に提出致したいと思ひます。御賛成を願ひます。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 本件は最も肝要な件であります。水道事業は保健衛生及高度國防國家建設に重要な施設であるに拘らず第二義的になつて居ります關係上、只今高松市のお話の如くなか／＼承認が得難いのであります。承認を得なければ製造業者と雖も引受けて呉れないのでありますから、之は無論緊急已むを得ざるものは是非承認を得なければなりませんので、此の字句を、「上水道用唧筒其の他機器」と書いてありますのを、「緊急已むを得ざる機械器具」と斯う云ふ文句に致しておきたいと思ふのであります。「上水道用唧筒其の他緊急已むを得ざる機械器具に對する發注承認に關する件」として本會に提出することに賛成を致します。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 他に御意見はありませんか。(發言を求むる者なし) 御審議がなければ第八問

は可決致しまして本會に提案することに致します。第九。

〔九〕時局下工費用材價格上昇ニ依リ設計變更工費増加ニ對シ國庫、縣費補助増額ニ關スル件

提出市 高松市

○四十番 大野繁雄君 (高松市) 理由のやうな意味に於きまして提案致したのであります。現在高松市が執行して居ります所の下水道工事の進捗概要をお話し申し上げまして、國庫並に縣費補助の増額の必要であると云ふことを御考慮を煩しまして、本協會の力に依りまして補助の増額をお願いしたいと考へまして提出したものであります。高松市の下水道は第一期工事が百十五萬圓の工費を以ちまして昭和九年以來工事を進めて來たんであります。事變下物資不足の關係上自然と工事が延びまして本年度は最終の工事に進んで居りますが、材料費、動力費の暴騰に依りまして到底既定の豫算では竣工の見込がなくなつたのであります。従つて本省の方へ設計變更の申請を出しまして内務厚生兩省から設計變更認可の指令を貰つたのであります。

又第二期工事に於きましても計畫當初は三十六萬圓を以ちまして計畫したのであります。之も工事に着手したのでありますけれども前申上げましたやうな理由の下に工事完成の見透しがつかなくなりましたので、工費増額、支

出年期の變更を申請致しまして本省の認可を得たのであります。但し、國庫補助に付きましては増額工費に對する申請を提出してあるのであります。増額するとか或はしないと云ふ確乎たる御返答もありませんので、工事を進めて行く上に於きまして豫算の關係上非常に困難を伴つて居るやうな次第でありまして、之は一下水道工事のみでなく上水道工事其の他國庫の補助を得て工事を執行して居ります。總ての土木工事に對しまして起る儀ではないかと斯様に考へますので、本省の方のお話に依りますと歐洲大戰當時には鐵管の暴騰に依りまして上水道に對しましては國庫の補助増額をした例があり充分審議はして見ると云ふ意見を聞いたのであります。以上の理由に依りまして提案したんでありますから何分とも宜敷お願いしたいと思います。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 只今御説明を承りますと之は最も必要なことでありますので、本會に提案するやうにお諾りをお願いいたします。進行を願ひます。

○六十三番 三谷七五三吉君 (丸龜市) 從來建議其の他陳情と云ふことを水道協會の決議を以て其の筋へ澤山提出して居るやうに考へて居りますが、皆其の儘で殆ど實現したものはないかの如く存じて居ります。陳情とか建議とか云ふものに對して何とか協會に於て實現を促進するやうに希望して私は本案に賛成したいと思ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 本問は總會に提出すると云ふことに付て御意見はありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり。御異議がないやうでありますから左様決定致します。第十

〔十〕水道經濟經理上複式簿記法ヲ採用セラレ居ル都市アラバ其ノ帳簿組織乃至職制機構ニ付キ承リタシ

提出市 下關市

○番外 白井政一君 (下關市) 此の問題を提出致しました理由に付きまして簡単に御説明申上げること致します。從來市町村經營に係ります所の水道事業の經濟に於きましては、其の經理方法を一般市制並に市制施行規則に定めて居ります所の財務規程に依りまして各其の豫算を以て差引きすると云ふ所の單純な經理方法に過ぎないやうな状態であるのであります。此の事業經濟と云ふものは勿論之等の財務規程に依ります支出方法なり収入方法が特に必要でありますけれども、尙之以上に將來の計畫なりそれから現在の水道事業の内容に互りまして、將來之等を如何に改良して行くかと云ふことに付ては只之だけの經理方法では容易に明確ならしめることが出来ないのであります。先づ此の複式簿記を採用することに於て最も吾々が便利と致しまする所は、年度の決算に於て損益收支の状況を明らかにし得ると云ふこと、財産の状況を明らかにし得る

と云ふことであります。尙財産の状況を確然とすると云ふことに付ては水道經濟に屬します所の財産或は施設に對しまする減價消却方法を適法に行ふと云ふやうなことがまあ重要な點であります。此の減價消却と云ふ點に付ては既に本會議の部會に於きまして其の基準等も屢々研究せられた實例があるのであります。本市と致しましては此の支部内に於きましても既に斯う云ふ方法を執つて居られる都市が或はあるのぢやないかと思ひまして此所にお尋ね致しました譯でございまして、回答集に依りますと未だ御採用になつて居る實例がないやうに思ふのであります。それで此の問題は實は若しさう云ふやうな實例がありますならば承つて議了と致したいと斯う云ふつもりであります。御回答を戴きまして以來研究致しました結果此の問題を「水道經濟經理方法に付て一定基準設定の件」と云ふことに修正致しまして本會議の部會に提出して戴きたいと思ひまして問題を修正することに兼てお願いしたいと思ひます。どうぞ其の點御賛成を得たいと思ひます。

○二十八番 瀧谷嘉十郎君 (岡山市) 此のことは一昨年の「水道」と云ふ雜誌と思ひましたが水戸市が現在採用して居られます。尙之に對する詳細のことを論述されて居つたやうに記憶して居ります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 他に御意見はありませんか。

○三十八番 富家夏慶君 (高松市) 本件に付きまして回答集に依りますと大部分の方面が承りたいと云ふことになつて居ります。只松江市でありましたか必要を認めずと云ふ風な御回答でございます。今岡山市からお話がありましてやうに水戸市では儘かに斯う云ふ風な方法で計算をして居るやうに思ふんでありますが、之は今御説明がありましてやうに本會へ提出して各方面の状況を聞くことにする方が適當かと思ひます賛成致します。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) もう一回下關市のお方に修正される字句を明瞭にお話し願ひたいと思ひます。

○番外 白井政一君 (下關市) 修正の字句と致しましては「水道經濟經理方法に付て一定基準設定の件」として頂きたいと思ひます。尙最初の説明に於て申し足らなかつたと思ひますが、此の經理方法に付きましては各市共皆各別個の方法でやつて居られますが、水道協會から刊行されて居ります統計報告の内容を見ますと經理方法に關する統計が相當あるのであります。其の統計の内容を比較する上に於きまして一定の基準を協會に於て定めた方法に依つてやりますことになれば自然従来よりも参考になる點が多くなるのぢやないかと考へて居る次第であります。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 只今承りました理由に依りまして其の必要を認めまするので本會に廻附されまして上程したいと思ひます。さうして之はやはり常設水道委員會方面で其の道の權威者に研究して貰ふ必要を認めますので本會に上程するやう御進行を願ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 本問は議題を訂正致しまして總會に提出することに付て御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) それでは右やう決定致します。第十一。

〔十一〕 不可抗力ノタメ短時日ニ於テ給水装置ヲ再度修繕シタル場合ノ修繕費徴收ノ可否如何

提出市 丸 龜 市

○六十三番 三谷七五三吉君 (丸龜市) 此の問題は實は先般、二月でありましたか給水栓凍結のため破損致したので早速取換へを致しました所、一日置きまして又もや凍結のため破損致したんで取換へず新しいものと取換へて置きました。無論取換へたものには取換へたものと取換へて置きましたものに合格したものを持つて取付けたんでありますが、本市と致しましては修繕一ヶ月以内は無料で取換へることになつて居りますけれども餘り短期日でもあり、且又不可抗力は言へ二度も取換へたことにもなりますし、又需要家と致しましても二度も修繕料を拂ふことは苦痛であります。

次は十三。

〔十三〕 量水器檢定期限六ヶ年ヲ十ヶ年ニ延長方其ノ筋ニ陳情ノ件

提出市 尾 道 市

○十六番 賴兼壽史君 (尾道市) 本問は舊の總會に於きまして略同様の議案が提出されて居りますので撤回若くは議了として取計ひを願ひたいと思ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 本問は議了として差支へありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 議了と致します。十四。

〔十四〕 公道下ニ布設ノ下水道各戸枝管布設工事費並ニ維持費負擔方法ニ關スル實情並ニ御意見承リタシ

提出市 廣 島 市

○五番 吉田 魏君 (廣島市) 説明致します。廣島市に於きましては従來新設家屋一軒に付て一ヶ所は市の義務として無料、それ以上取付ける場合は料金を徴收して居ります。同じ一軒でも家屋の様住宅地の大小があつて異つて居りますためお尋ねしたやうな次第であります。各市の御丁寧な御回答に依りまして満足と致しますから審議議了と願ひたいと思ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 議了として差支へありませんか。(「差支へなし」と呼ぶ者あり御異議がないと

うから、斯う云ふ場合はどんなに取計ふのが適當かと思ふてお尋ねしたやうな次第でございます。回答集を拜見致しますと色々ありまして無料で市が二度共取換ふべきもんであるとか、又修繕料を徴すべきものであると云ふ風に二様になつて居りますが、實際問題としましてどちらが適當であるかと云ふことに付きまして尙御意見がありましたら一つ此の場合承りたいと存する次第であります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 御意見はありませんか。

○六十三番 三谷七五三吉君 (丸龜市) 別に御意見もないやうでございますから此の問題は之にて議了としてお取計ひを願ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 十一番は議了と致します。次は第十二。

〔十二〕 給水装置破損ノ爲生シタル漏水量認定法承タリシ

提出市 丸 龜 市

○六十三番 三谷七五三吉君 (丸龜市) 本問題を提出致しました所各市から御懇切なる御回答がありまして定に有難く感謝致します。之を以て議了として頂きたいと思ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 議了として御異議はありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 議了と致します。

認めまして議了と致します。第十五。

〔十五〕 水道協會支部會議ニ於ケル審議期間ニ付水道協會
長並ニ支部長ニ要望ノ件

提出市 岡山市

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 水道協會の本會議及支部會に於ける議案の審議に當りまする時間が非常に多忙でありまして、次の日程が既に決つて居りまする關係上非常に氣持が忙しく審議しなければならんと云ふ實情に毎回到達するのであります。斯様なことは折角出席して居り乍ら意見を充分申述べたる機會も失ひ尙承る機會もないと云ふことになりまして、是れ甚だ遺憾に存じまするので、斯う云ふ希望を申出ました譯であります。大體支部會及總會が議案を取纏めた後に日程を作られても遅くないのでありますから、其の議案の審議状況を大體御考慮になりまして今少し餘裕を取り、支部會でありますれば午前中審議に當ることを場合に依つては午後にもやつても宜しいし、或は問題が澤山ある場合には二日の期間を三日にすることも出来るのではないかと思ひます。尙午前中の會議と云ふことにしないで終日會議をすることにして一日は視察に充てると云ふことにすれば進行上非常に旨く行くと云ふ方法もありませんし、折角油が乗つて進行しつゝある所に視察のため打切らなければならん、さうして翌日會議を開くと

五二

云ふことになりますると何だか進行上差支があるやうに考へますので此の問題を提案しまして斯様な考慮を煩したいと望みまする譯で、御同感の方も相當あるやうでありますから此の件は別に本會議に提案しなければならんと云ふやうな問題ではありませんので、支部會の御考慮を煩すと云ふこと、支部長から次回の協會に此の旨をお傳へ願ふと云ふことで結構であります。

○五十七番 吉田弘道君 (松江市) 今岡山市のお話には寔に同感であります。從來會議に出ましても兎角時間の切迫に充分に述べることが出来ず歸るのであります。充分に審議に時間を費し此の會の成果を齎して頂きたいと思つて居ります。それでありまして今お話がありましたやうに會議日程の組方を變へまして現在二日でありましたものを或は三日にするとか、第一日は終日會議に費して場合に依つては電燈を點けて夜遅く迄充分協議すると云ふやうな方法も考へられるのでありますから充分審議の出来るやうな方法に會議をさせて頂くやうに賛成であります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 本問は適當な方法を以て協會長、支部長に要望すると云ふことにして御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) それでは御異議がないやうでありますから議了と致します。第十六。

〔十六〕 水道協會徽章佩用範圍ノ件

提出市 岡山市

○二十八番 瀧谷嘉十郎君 (岡山市) 大體理由で盡きとることと思ひますが徽章を着けたがると云ふ意味で出した譯ではありません。三つも四つも着ける必要はないと思ひます。が實際本日でも此所に松山市も出られ廣島市も出られましてマークを頂いて居りますが、之も相當金の掛ることでありませうし之等は只市町村を表示し得るだけの簡單なものにして、さうして豫て結構の徽章が制定してありますからそれを佩用して貰つて居れば會場に於ては直ぐ會員であることも判るし尙旅行とか其の他公私を問はず自分の市町村外に出て行く場合岡山市ならば岡山市が制定して居る徽章を佩して居つてもそれは只其の人が岡山市の者であると云ふことを認識し得られただけであります。斯う云ふ場合にも協會の徽章があれば直ぐに會員であることが判り手取早く知己にもなり色々なことを拜聽する機會も得られると思ひますので實はさう云ふ意味に於きまして出したのであります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 御意見はありませんか。

○三十八番 富家良廣君 (高松市) 十六問に付て本會へ要望することにつきましては賛成するものであります。今お話をいたしましたやうに決められました徽章を佩用して他地

に出掛けますると水道關係者であると云ふことを直ちに知ることが出来まして、路上で遭ひましても心安く話をしかけることが出来ると云ふ風な便利がありますから非常に結構なことだと思ひます。要望することに御決定を願ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 總會に提出することに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 左様決定致します。第十七。

〔十七〕 水道事業關係職員人事交流ノ件

提出市 岡山市

○二十八番 瀧谷嘉十郎君 (岡山市) 此の事變が起きましてから何所の市役所も左様でありませうと思ひますが、岡山市は國家が技師、技手等の技術家を昨年七月と本年一月とに徵用令に依つて徵用致しました。め仕事は殖へる人間は奪はれた、之を募集するには募集が非常に難しいと云ふ狀況であります。所が市に依りましては、餘つて居ると云ふ譯でもないでせうが、多少ゆとりのある市とか町とか云ふものもありやせんかと云ふやうに思はれるのですが、斯う云ふ時分に其の方のお方を貸して頂いて其の場を凌いで行くこと云ふことに出来ればして頂きたいと思ひます。が、而して其の内容を考へて見まするに、本件は可なり大きな問題でありまして退職料制度のあります市町村の者が

五三

他市町村へ行つて仕事をした場合の問をどう云ふ風にするか、それと又歸つて働かして貰ふ場合はどう云ふ風にするか、之に付ては色々問題があると思ひますが、丁度學校の職員が甲の縣から乙の縣に替つたやうな場合恩給法の十六條、十七條あたりに依つて恩給の負擔を區分されて居るのを見受けて居ります。極く徹底したやり方にしますれば其所迄行かなければならぬと思ひますけれどもさう云ふことが一朝一夕に出来ることもありませんが、何とか茲に簡單の方法で有無相通するやうな方法が出来ませんかと思ひまして本問を提出した次第であります。宜しく御検討の上御賛成を願ひたいと思ひます。

○三十八番 富家良廣君 (高松市) 此の問題は當中國支部

内と云ふお考へで居られるんですか或は全國的の水道關係者と云ふ風に考へて居られるかそれを承りたいと思ひます。勿論此の問題に付きましては良いことでありますから賛成する一人であります。現在政府に於きましても滿洲國あたりへどしどし交流をして居る以上國內に於きまする水道事業に従事するため必要を生じた場合の交流の問題でありますから、至極適當な案だと思つて居るんであります。

○二十八番 瀧谷嘉十郎君 (岡山市) 先程申上げましたやうに各支部々と云ふことに限定したのではございません

か出願手續と云ふやうなことまでもお世話する機關にしたかどうかと云ふ議もあります現在でありますから、之は協會の名の下に各市が融通し合ふと云ふ親切な氣持で、何れの市にも人の餘つて居る所は無いかも知れませんが、非常にお困りになつとる所には一二ヶ月位構はんと云ふ風な所がないとも限りませんから、協會内にさう云ふ斡旋機關を設けることも亦一つの方法ぢやないかと考へて居ります。

私は他の事を調べて居た機會に現在の水道協會でなく以前上水協議會と云ふものがありまして、其の時代、今から三十年位前のことですが、第三回か五回目位の議事録を調べました時に矢張斯う云ふ問題が載つて居つたんであります。昔も斯う云ふことがあつてお互ひに融通をしてやらなければ困ると云ふことに心付いて居つたのであります。之は態々調べたものではありませんが、丁度他の事を調べよりましたら出て來たのであります。其の後に於ても私が知らない範圍に於て斯う云ふ氣持の議案が出て居つたかも知れませんが、只現在の時局下に於ては何れの市を問はず技師、技手或は熟練工や労働者に至るまで其の不足に困つて居る時代でありますから、斯う云ふ斡旋所を設けて貰ひたいと云ふやうなことを議題とするのは何だか大袈裟でありますけれども、本會議で相談をする機會を與へて頂いた

ので大きい意味に於てであります。支部だけですと人の數の少い市町村からはお借りすることは出来んと思ひますから大きな意味であります。

○四十番 大野繁雄君 (高松市) 一寸お伺ひしたのであります

が此の人事の交流に付きましては其の交流をする權限は何所でやることになるのか、協會で決めるのですか。

○二十八番 瀧谷嘉十郎君 (岡山市) 決定は水道協會がする

のが理想的ですが、結局市政を運営する市自身所謂自治體同志が話し合ふのであります。それで決めるのであります。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 今岡山市から提案し

る問題に付て色々御回答を有難うございました。今何れの市かお尋ねがありました所の、それを世話するのは誰かと云ふお尋ねであります。無論それは求める者とそれならお手傳ひをして宜いと云ふものがあつて初めて成立つことでありまして、只漫然と何處かに居るだらうと考へて居たのでは出来ません。それかと言ふて何處の市に對して相談して宜いか判らないし、借りたいと言ふても其の市にさう云ふ人が居なければ仕方がない譯でありまして、色々考へて居りますが、協會事務所に於ても最近色々な方面に付て斡旋する斡旋機關を設けやうぢやないかと云ふ議も島崎さんあたりに唱へられて居り、之は又水道の調査或は設計と

ら結構ぢやらうと思ふんであります。之も要望と云ふ意味がありますので議案として出すことは或はどうかと思ひましたけれども支部會議席上皆様の御意見を聞きまして御賛成を得ますれば本會にお諮りを願ふことも無駄ではなからうかと云ふ意味で提案したのであります。

○議長 (下岡市助役吉田耕造君) 本問題は總會に提出する

ことに御異議ありませんか、(「賛成」と呼ぶ者あり)御異議がないやうでありますから決定致します。本日は之を以て議事を終了致します。明日は午前八時より會議を開きますので御參集を願ひたいと思ひます。

(午後零時十五分散會)

水道協會第十回中國支部會 (第二日)

昭和十六年四月二十四日 午前九時五十分開會

五六

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 之より支部會第二日目を開會致します。昨日第三號議案幹事選舉の件は議長一任と云ふことになつて居つたんであります。此の場合日程を追加致しまして幹事決定を議題に供して宜しうございませうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めまして左様う決定致します。幹事を三原市、玉野市、岩國市、鳥取市、今治市、松江市、高松市、此の方にお願ひ致します。御承認をお願ひ致します。次に第五號議案水道協會定款改正に關する件が委員附託になつて居りましたので日程を追加致しまして之を議題に供して宜しうございませうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めまして左様決定致します。それでは第五號議案の委員長の御報告を求めます。

○三十八番 富家良廣君 (高松市) 只今上程になりました協會定款及細則の變更に付きまして其の審議に當り私が委員長職を汚すことになりまして別室で先刻逐條審議を致しましたのであります。其の結果大體に於きまして此所に出て居ります原案を承認すると云ふことになりました。

尤も其の中で支部として本會へ要望する事項が二三ありまするから其の點に付て申上げます。定款第十五條第二項であります。専務理事が會長を輔佐し會務を處理すと云ふ案になつて居ります。此の中の「會長ヲ輔佐ス」と云ふ六字を「會長ノ命ヲ受ケ」と云ふ風に變更することに委員會の方で決つたのでさう云ふ風に要望することに決定致しました。會長を輔佐すと云ふよりも會長の命を受けると云ふ方が責任がはつきりするんぢやあないかと云ふ風の意見だつたのです。次は細則第一條の中に「中國支部」となつて居りますのを「中國四國支部」と改めるのと此の中へ「徳島縣、高知縣」を加へることにし、従つて關西支部の中から徳島縣と高知縣が削られることになつて居ります。それと第七條の中の中國支部と云ふのを之も前申上げましたやうに中國四國支部と變更方を要望致すことになりました。次は第八條に幹事の定数は五名とすとなつて居りますが大體協會支部が十ヶ所ございまして各支部に一名宛幹事を割當て、貰ふやうにしたが宜いぢやあないかと云ふ意見が出たんであります。結局さう云ふ方針で進んで此の際

は五名を七名に變更することに要望したが宜からうと云ふ風に決りました。當支部として本會へ要望するのは以上申上げました通りでございます。御質問がございませうばそれに応じてお答へすることに致します。以上御承認をお願ひ致します。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 只今委員長報告がありましたので之に對する御意見が御座れば御發言を願ひます。(發言を求むる者なし) 別に御發言がないやうでありますから委員長の報告通り決定致しまして御異議はありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めまして委員長報告の通り決定致します。次は昨日の日程に引續きまして上水工務之部を上程致します。第一。

上水工務之部

(一) 鐵管承口接材料鉛代用品ノ實例アラバ承リタシ

提出市 三原市

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 御意見が御座れば御遠慮なく御發言を願ひます。

○五十三番 山本孝人君 (三原市) 本件は色々御回答を願ひましたのと八回の支部決定に依つて總會の方で研究調査中のことであるから其の發表を俟つことゝ致しまして本件は議了したいと思います。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 只今お話しのやうに議了と致して宜しうございませうか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めまして議了と致します。次は第二。

(二) 防空關係上隧道式配水池ノ構造ヲ水道協會ノ機關ニテ早急ニ研究シ發表セラレタシ

提出市 福山市

○十二番 鼓 元一君 (福山市) 私の方の從來の配水池はやはり山腹を敷地しとる譯であります。高い所の土を折角谷間に埋めて高い所を均して配水池を造つて關係で、其の敷地の部分を擴張しやうとすれば勢ひ谷底へ配水池を造ることになるんでございます。基礎が非常に軟弱でございまして造る餘地はあつても困難を感じるんです。反對にカツチングした場所から隧道式でやれば未だ相當用地内で配水池を造ることが出来るやうな状態にあり、防空の關係上カムフラージュすることも隧道式でやれば遺漏がないと考へますから、何とか協會の方で適當な方法を考へて頂ければ宜からうと思つて提案したのでございます。

○三番 三上 昭君 (廣島市) 福山市から御提出になりました此の問題は時局柄適切な問題と存するのであります。此の理由書にありますが、一石二鳥の効果の御説明もあつたのであります。私の考へますのは工費の點から之を比較致しますと隧道式と致しますと三倍乃至五倍の工

五七

費がかかるんぢやないかと思ふのであります。曾て私の経験であります。同じ貯水量で丁度三倍半の工費がかゝつて居る譯であります。勿論地質とか環境に依つて工費は違ひがあるんであります。何れに致しましても隧道式になりまして工費の嵩みますることは免れんと思ひます。さうしても一つ隧道式になりますと山の心に向つて行くんでありますから地下水の漏る恐れがあります。今の三倍或は四倍と云ふのは掘つて進む工事費だけの比較でありまして水密工事をやらなかつた例であります。之に完全な水密工事をやると致しますと餘程工費が嵩まるんぢやあないか、要するに工費の點とそれから今の地下水の漏込むと云ふやうな點から通過した浄水を隧道式の配水池にやると云ふことは確かに防空上には良いですが、今申しました二つの點で餘り期待出来るんぢやあないかと考へるのであります。一寸意見を申上げて置きます。

〇二十七番 齊木多一君 (岡山市) 只今福山市の説明を承つたんであります。山腹を切拓いてそれを谷底に落して基礎の悪い所に造らなければならん場合があると云ふことをごさいますけれども、恐らく盛土をした上に配水池が、極端に言へば全部かゝる場合は殆どないと思ひます。一部分は或はかゝるかも知りませんが大部分は掘鑿した鞏固な

地盤の上に造られるのが原則で、左様に計畫は實施されて居るものと考へます。さうして配水池がさう云ふことのため地盤に弛みを坐じ池が下つたとか決潰したと云ふやうなことは殆ど聞きません。附屬物が沈下することは段々見受けますが配水池其のものが左様な危険な所に設けられた例は殆どないと思ひます。左様な設計上に於て相當に研究考慮したならば左様な心配はないであらうと思ひます。今福山市のお話しになりました防空に對してカムフラージュするに都合が良いと云ふお話であります。之は私の意見と致しましては敢て隧道式になくとも其の目的が達せられるんぢやあないかと思ひます。

何故ならば従來の配水池は左様なことは考慮に入れないで相當空中から見易いやうな區劃整然たるものになつて居つたのであります。之を従來の山と同じやうに不規則に盛土をして區劃整然たるものになしと云ふ方針を採るならば従來の配水池の方法に於ても差支へないぢやあないかと考へて居ります。昨年東京に於ける總會席上に内務省の技師の方からお話がありましたが、防空上に對する上水道の施設に付ては公開の席上で發表出来ない云ふこととで内々お話しになつた點から考へましても、今私が申しました如く上部の構造を、池其のものに對するものでなくして美觀とか其の他に考慮を拂はないで不規則な形とするか或は

喬木を植ゑ芝生を植ゑるとかして、兎に角起伏整然たるものにしなさいで形でカムフラージュすることも出来るんぢやあないかと思ひます。又芝を植ゑるとか或は植樹して公園の廣場と云ふ風なことにすることに於て迷裝の目的は達せられるであらうと思ひますから、敢て之を隧道式にしないでも配水池の形態に對して研究すると云ふことの意味にして研究することも必要なことであらうと思ひます。福山市の方に改めて御意見を承つて見たいと思ひます。

〇七番 長崎敏音君 (吳市) 防空上御心配が大變多い結果斯う云ふ案が出るのであらうと思はれますが、大體防空の心配が非常に多過ぎるんぢやあないかと思はれる點が此の他の問題にも色々窺はれて居るやうであります。配水池が上空からの目標になりますと云ふことは、今二十七番さんの御意見も大體左様であつたやうに伺ひましたが、其の恐れは殆どないと言ふて差支へないぢやあないか、非常な低空で飛んで来ると云ふやうなことはまあ殆どない、だから池の方から見ても配水池である之が本管であると云ふやうなことは餘り考へないで宜いぢやあないかと云ふ風に考へるのであります。さう云ふ見地から考へて見て餘り心配して置く必要はない、殊に配水池は二十七番のお話の通りどうでもなるんぢやあないか、無論水を湛へてある貯水池は若干上空から見得るのであるが、そんな小さい所を

目當に敵機は餘り来ないんぢやあないかと、考へて居ります。でありますから之等のことは地形其の他に依りまして一定には行かん。總てのものを隧道式に造ることが適當しとると云ふことも恐らく言へないのではなからうか、幸ひ其合良く隧道式に出来る所があるならばそれは隧道でやれば宜いぢやあないか、平地の所を熊々山の上へ持つて行つて多くの金を掛けてさう云ふ施設をする必要もないやうに考へられるが故に此の心配は程度の問題であると思ひます。吾々は餘り痛切に其の必要を感じない一人でありませぬ。御参考迄に申上げて見た譯であります。

〇議長 (下關市助役吉田耕造君) 他に御意見はありませんか。

〇十二番 鼓 元一君 (福山市) 御意見を承りまして大變参考になりました。有難うございました。之を以て議了のお運びに願ひます。

〇二十七番 齊木多一君 (岡山市) 只今色々お話がありました。此の問題は今福山さんの方へ私が相談致しましたのは隧道式と限定しないで配水池の屋外迷裝と云ふことにすれば、配水池の何と言ひますか外面的構造防護策に付て適當なる方法を研究することは其の必要があるのぢやあないかと思ひますので、今折角吳市の方も御意見もありました。が、小さい配水池の場合は或はさうかも知れませんが相當

大規模なものがあつて市の上水道設備を破壊する目的を以て爆破に来るときがあるとするれば、必ず敵は其の地形の詳細な研究をして居るに相違ないのでありますから、之を目的物として爆撃をしようと云ふことになれば、之はやはり假令其の規模が小であらうと上空から見られんやうな或程度の迷装の方法を講ずることが敢て無駄ではないかと考へますので、之は本會に出して相當意見を聞いて見る必要があると思ひます。場合に依つては配水池の上部構造は斯様にした方が良くと云ふことの研究發表或は指導を權威者にして頂くことが必要ぢやないかと考へますので、適當に字句を修正しまして本會に提出したいと考へます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 只今二十七番からお話がありましたやうに字句を適當に修正致しまして本會議に提案すると云ふことに付て御意見ありませんか。

○六十三番 三谷七五三吉君 (丸龜市) 本問題を總會に提出することは結構なことでありますが、總會の常設調査委員に於ても防空施設に付きましては調査研究のこと、考へて居りますが、之も併せて其の防空調査研究の中に加

へられると云ふ趣旨でございますか。其の邊一寸お尋ねしたいと思ひます。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 今丸龜の方よりお話しがありました。貴下の御記憶通り上水道設備に關する防空研究は常設調査委員に於て研究されつゝあるものゝ如く記憶して居りますので、それに附加して研究して貰ふことを要望したいと思ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 只今二十七番からお話がありましたやうに防空施設に付ては既に委員が研究しつゝあるから、従つて本問題も其の研究の附隨議題として提案すると云ふ御意見のやうであります。右に付きまして御異議がなければ左様に決定致したいと思ひますが、「(異議なし)」と呼ぶものあり。

○番外 瀧澤捨男君 (廣島市) 一寸岡山市のお方に伺ひますが總會に提出致します關係上此の題名をはつきり此處でしておいて頂きたいと思ひますが。

○七番 長崎敏音君 (吳市) 總會に出さるゝならば配水池と云ふやうなことにしないでつと廣い意味にして、無論其の委員會がありますならば配水池のことに付ても考へて居るに相違ないのでありますから、もし廣い意味の題名に變へられたらどうだらうと思ひます。防空方面を主として標題に取入れることに致しまして只配水池に限らない

方が宜いぢやないかと思ひます。水道の防空事項は色々あるからそれ等を一括して議題にして出されることが當を得たことぢやないかと思はれます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 廣島及吳市から御意見もありませんが此の字句並に範圍に付きましては支部の役員に御一任になつたら如何ですか。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 只今七番さんの御意見の通りでございます。私は配水池のみを主張するのではなく七番さんの意見に賛成致しますが、防空關係上水道設備に對して早急に研究發表をせられんことを常設委員會に對して要望すると云ふ意味でございます。既に研究はせられつゝある譯であります。研究々々で何年もかゝつて居る餘裕がないのでありますから、時節柄早急に發表して頂きたいと云ふことを調査委員會に希望する譯です。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 字句は如何致します。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 字句は今申しました通りにて大體判ると思ひますけれども之は支部の事務當局へ適當に其の意味を有たすやうに修正方を御一任したいと思ひます。尙此の採決に立入つて申しましては何でございますが今日の支部會の席上に支部長が御出席になつて居ないのでございますが、今申します通り支部當局にお願ひする問題も段々ありますし前の定款改正の件に付きまして

も左様に考へて居つたのであります。がどうも支部の當局がお在でになつて居ないとしますと其の扱ひ方に付て如何様に議長はなさるのであらうか其の點をお伺ひして置きたいと思ひます。なるべく支部長の席へお代理の方でも御列席になることが至當ではないかと思ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 廣島にお諮り致しますが如何ですか。

○二番 三上 昭君 (廣島市) 二十七番より支部長不在に付てのお話があつたのですが實は此の席から申上げるのも變ですが、市長は據處なき用務のため昨夜上京しなければならんことになりまして後を宜敷く代理せよと云ふことで私が代理することに致して居りますが、私も與へられた此の議席に居りますからそれで御諒承願ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) なるべく一つ御着席を願ひます。(廣島市水道部長三上昭氏支部長席に着席) それでは只今二十七番さんの御意見もありましたやうに、適當に字句の修正を致しまして總會に提案することに致しまして、其の字句は支部の當局にお頼みすることに御異議はありませんか。「賛成」と呼ぶ者あり。御賛成のやうでありますので左様決定致します。次は第三。

〔三〕 緩速濾過池ト急速濾過裝置トノ中庸ニ相當スル適當ニシテ且簡易ナル改造方法ノ研究ヲ望ム

○十二番 鼓 元一君 (福山市)

福山市の水道は計畫當時は一人當り三立方でやつて居りました。所が最近四立方でも未だ足りないやうな状態になつて居りました。殊に夏季四ヶ月位の間は平素伏流水を使用しとりませんが川の水が濁れる關係で貯水池の水を使はなければならん、貯水池の水を使ひますと自然濾過膜が早く詰つて濾過能力が足りなくなる、斯う云ふ状態にあるのであります。で濾過膜の掃除をやりますのに一つの池を従来の方法でやりますと長い日數がかゝつて其の掃除をやつとる間に次の池が又出なくなる、斯う云ふ状態にあるのであります。之を何とか急速濾過でやるやうな風に濾過水を、例へば濾過面から五十極乃至七十極位の程度に下げてさうしてドレンバルブを使つて濾過を停止して置いて、攪拌して汚泥のため濁つた水を抜きさうして抜いた後で濾過水を下から張つて又之を二三回やると云ふ風にすれば汚泥が早く逃げる關係で良いぢやないか、斯う云ふ風なことも考へて見たことがあるのでございますが、未だ實驗した譯ぢやない。何とかさう云ふやうなつまり中間の装置をやつて良いやうな方法があるんぢやないかと考へますが、一つ全國の權威のある方で研究して頂いたら良いぢやないかと云ふので提案致しました。

うなものがありまするやうにやはり水道にもセミ急速濾過池と云ふやうなものも實際は欲しいと云ふ考へを有つて居るのであります。さうしますと相當高度の濾過速度を出さなければならんと云ふことになりますると、濾過膜を砂の上に從來保持して居りますものを、それを幾分か砂の中にも成生させなければならぬと思ひます。此の場合其の汚砂の洗滌方法の解決でありますが、其の解決方法に依つて色々な方法が出来るのであらうと思ひます。水道協會に於きましては濾過速度の試験を發表がありました。緩速濾過池の濾過の速度にも自ら其の負擔力に限度があるのぢやないかと思はれます。然らば其の一方法と致しましては、濾過床の研究でなければならぬかと思ひます。濾過床には豆砂利とさうしてセメントを以て資材とする所のポーラススラブを用ゆるのも良いと思ひますが、ポーラススラブの構成は其の施行が非常に大切であらうと思はれますので其の作成には特に入念な仕事が必要で、さうすれば好結果が得られました。従来の濾過床の砂利煉瓦の濾過層に比較致しまして濾過面或は水の流速が均一に行くのではないかと考へて居ます。まあ之がセミ高速度とでも云ふことになりはせんかと思ふて居りますが、さう云ふ風に考へて居りますので斯う云ふことも含めまして福山市の御提案になつて居ります問題を本會に提出になりました。研究する

○五十七番 吉田弘道君 (松江市)

福山市のお方にお伺ひしますが播取つてさうして又水を張るのに相當時間がかゝりますか。

○十二番 鼓 元一君 (福山市)

何れにしましても一週間以上かゝります。

○五十七番 吉田弘道君 (松江市)

松江市と致しましては緩速の濾過池を有つてゐる譯であります。が溜つてゐる水は砂面のフラットバルブを開けて使へば湛水は大抵四五時間で排水を終ります。さうして夜の間にドレンを開きまして濾過層内の水を排除します。そして翌朝陽の當つて居るときなるべく日中の暖いとき表面を乾かしまして、朝九時から午後二三時頃迄に掻取りをしまして、それから夜にならない間に淨水を直ぐ下から逆送し、之は隣の池から連絡致しまして湛水致します。湛水一晝夜位致しましてさうして放水する譯であります。放水を徐々にしますときには大抵一晝夜位で完全な清水になりますから水質検査を致しまして飲用に適するのでそれを送水致します。大體三日位の日數で掃除して居ります。尙又改造に付て緩速濾過池と急速濾過池との中庸に相當すると云ふ研究であります。が、私共として時は時局柄セミ急速濾過池と云ふものが必要ぢやないかと考へます。丁度ディーゼルエンジンにセミディーゼルエンジンのや

ことに私共も賛成して居ります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君)

他に御意見はありませぬですか。本問は總會に提案することにして御異議はありませぬか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)御異議がないと認めまして總會に提案することに決定致します。第四。

〔四〕 各市ニ於ケル水量水器ノ修覆狀況承リタシ

提出市 尾道市

○十六番 賴兼壽史君 (尾道市)

本問に付きましては各市から色々貴重な御回答を伺ひまして寔に参考となる所が多かつたのであります。之を以ちまして議了とすることにお願いしたいと考へます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君)

議了として宜しうございませぬか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)御異議がないと認めまして議了と致します。第五。

〔五〕 貯水池堰堤防議(偽裝、補強)ニ關シ御研究乃至實

施セラレ居ル向アラバ其ノ方法承リタシ

提出市 下關市

○番外 松井徳松君 (下關市)

先刻から防空に關しまして色々御論議を拜聴致した譯であります。が、貯水池を水源池と致して居ります水道にとりまして貯水池の防護は特に重要であります。一朝堰堤の破壊と云つたやうな事態に至りますれば防火の用水は勿論堤防の破壊に依つて生ず

る水害と云つたやうなものも相當甚大だらうと考へて居る次第であります、それで斯う云ふ問題を色々當市に於ても研究して見たんであります、何分にも廣大なる水面を擁して居ります貯水池であります關係上中々適當な方法が見つかりませんので此の問題を提出した次第であります、鳥取市の御意見もありますし之を一般の水道施設の防護研究と云ふことにして總會に提出をお願いしたいと實は存じて居つたのであります、先刻二問の問題に於きまして一般の水道施設の防護研究と云ふ風の意味のことにして總會に提案されることに決定致しましたので、此の問題は當然其の中に包含されるものと思ひますので之で議了とすることにお願い致します。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 本問は議了と致して御異議はありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めまして議了と致します。第六。
〔六〕給水装置修繕其ノ他ノタメ生ジタル古鉛管ノ處理方法承リタシ

提出市 丸 龜 市

○六十三番 三谷七五三吉君 (丸龜市) 本問題を提出致しました所實は説明を附してなかつた關係かと存じますが私の問はんとする所の意味と少し違ふやうな御回答も承つて居りますが、給水設備は戸外の部分は市の所有になつて

居りまして戸内の分は需用家の所有權に屬して居る譯で、無論戸外の部分を取替へた場合には、それに依つて生ずる古鉛は市が之を集めて適當に處理して居るのであります、需用家の部分に於きまして破損個所を生じた場合生じた古鉛管は、從來所有權が需用家に屬して居りますから需用家に残して居ることは當然のことであると思ひますけれども、近來物資不足の折柄でありますから此の古鉛管を何とか市の方で取纏めて適當に處理する方法があれば國家經濟から考へても良くはないかと、それに付ては市が之を買上るか或は市の新しい鉛管と交換條件にして其の古鉛管を市に蒐集すると云ふ方法があるか又はさう云ふことが出来るか否やに付てお尋ねしたやうな次第であります。若し其の點に於きまして何か方法等がありますれば此の機會にお承り致したいと存じて居る次第であります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 御意見はありませんか。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 一寸之に付て今お話しになりましたやうな問題に似通ふたことで岡山市の方で處置をして居りますことを御参考に申上げたいと思ひますが、之は古鉛管と云ふことを舉げて居りますけれども岡山市のやつて居りますのは古鉛管のみではないのであります。その問題が起りましたのは現在のやうな金屬製品の

ます。値段は役所の値段の範囲内で取扱つて居ります。次に古鉛のリンク制を當下關市で實際おやりになつて居るやうに洩れ承つて居りますのでそれに付て御發表が願ひたいと思ひます。

○番外 白井政一君 (下關市) 只今の松江市のお尋ねに對しまして下關市のやつて居ります從來の經過に付てお話し申上げます。實は私の方は古鉛になりましたものに付きましては、現在擴張工事をやつて居ります關係上其の方の鐵管の接手用に大部分は使用するため今保留して居りますけれども、其の中一部のものをリンク制に依りまして鉛管再生用に供するやうな方法も講じて居る譯なんぞございませう、之を數字的に御説明申上げますと大體十噸の鉛屑が出ました場合に之をリンク制で取扱會社に廻送します場合は此の重量に約二パーセント加へまして十噸二百斤と云ふ數字で送りまして結局之が十噸に對する古鉛の重量と云ふことになる譯であります。其の十噸に對する九十六パーセント五と云ふものが實際の鉛屑でありまして、其中色々な不純物を去りました残り結局鉛管再生用の鉛になる譯なんぞございませう、其の中又之を鑄替へたりする間に目減りを致しまする量が、約三パーセントであります。さうすると結局再生の鉛管になつて私共の手に歸つて來まする量は九噸三百六十斤と云ふ數字になつて歸つて來

統制が強化されて居ない以前からやつて居りますが、之は大阪市も随かやつて居ると思ひますが、鉛管が破裂をするとか或は給水栓が壊れた場合に修理に参りますと、それが屋内でありますと今まではそれが給水栓所有者の所有であります關係上新しいものを着けて古いものは其の家へ置いて歸つたのであります。所が色々さう之を置いて貰うても困る、出来るならばそれを市に取つて貰つて修繕費の足しにでもして貰へんかと云ふことであります。結果、現在扱つて居りますのは製品其のものも規格と云ふことでなくして、地金として地金相場で、それも全部でなくして其の何割かを修繕費の中に入れてと云ふ形になるのでありますけれども、申し受けるのは申し受けることにして今度賣ります方は別として計算して賣りますから結局差引して不足額を貰ふと云ふ形になつて現在さう云ふ扱ひにして居ります。それが妙な關係で金屬製品が非常に値騰りをしました時分には市の取より古金屋が取る方が高く買取つて貰へる現象がありまして、餘り市の方に引上げられないやうになりましたが、さう云ふことをするとを面倒がる向もあつて半分位は市の方で回収して居ります。

○五十七番 吉田弘道君 (松江市) 私の方は廢品鉛管の出來ました場合は、使へるものは次の給水工事に使つて居り

〔七〕 止水栓管及給水栓ノ代用品ニシテ優良品アラバ承リ
タシ

提出市 丸 龜 市

○六十三番 三谷七五三吉君 (丸龜市) 本問題もやはり時局柄鐵材の不足に伴つて代用品を用ひなければならん時期に到達して居るので、先輩諸子に於て代用品に付て御研究なされ、最も優秀であると思ひまして、提出した次第であります。回答集に依つても色々御意見の御發表を承りまして満足しとる次第であります。之にて議了として御取計ひをお願ひ致します。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 議了として御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めまして議了と致します。第八。

〔八〕 竹筋混凝土施行ノ実績アラバ御経験ヲ承リタシ

提出市 岡 山 市

○二十九番 平尾陽男君 (岡山市) 竹筋コンクリートの計畫を致しまして私の方はスラブに使用しやうと致しましてお尋ねして見ましたんであります。之は御経験がないと云ふ御回答でありますし、私の方の今迄研究致しましたこととに依りまして、又二三他市の施工例もあますが、其の結果に付ては未だ何も發表がありませんし又外の文献に依

ることになる譯であります。之を最初十應と云ふものに付きましてリンク制に依り鉛配給を申込む、つまり明細表を作りまして之を日本鉛亜鉛アンチモン統制組合又は日本故銅統制株式会社云ふ風に二様に書類を發送致します。さう致しますと會社は其の申請に依つて商工省の査定を受ける譯なんでありませう。果して私共の要求致しまする十應其のものがまる／＼と吾々の所へ鉛管として入つて来るかどうかと云ふことに付きましては、其の内報の來て居る所に據りますと水道事業に關しまするものに付ては大體百パーセントの配給があると云ふことであります。斯う云ふ方法に依りまして鉛管を再生することに手續は致して居りますけれども、何分未だ之も過渡期のごとでございまして實際の鉛と云ふものは入手して居りませんので、リンク制に依つて支給せられた鉛管の結果はどうであるかと云ふ點に付ては、今後の研究問題に屬すると思ひます。此の邊の程度で御參考に供したいと思ひます。

○六十三番 三谷七五三吉君 (丸龜市) 本問題に付きまして色々御親切な御發表がありました。感謝致します。本問は之にて議了と御願ひ致します。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 議了と致しまして御異議はありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めまして議了と致します。次は第七。

つて研究致しました結果も判明致して居りませんので、此の問題は私の方で研究を續行すると云ふことに致しまして議了としてお取計ひを願ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 本問は議了と致しまして御異議はありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めまして議了と致します。第九。

〔九〕 淺井戸ニ水源ヲ求メントスル場合簡易集水量試験ノ設備及方法ニ付テ実績アラバ承リタシ

提出市 岡 山 市

○二十九番 平尾陽男君 (岡山市) 理由を御説明申上げます前に此の問題は十番と關聯しとる問題でありますので一括して議題にして頂きたうございます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 九番と十番とは關聯する議題のやうでありますので一括上程して御異議はありますか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めまして一括上程致します。

〔十〕 地層ノ渗透性係數ノ簡易決定法ニ付テ御経験アラバ承リタシ

提出市 岡 山 市

○二十九番 平尾陽男君 (岡山市) 私の方で提出致しました理由は、井戸に水源を求めます場合に集水量の測定に當りまして、簡単に量を知りたいと云ふお尋ねでございます。

す。尤も色々調査致しまして私の所には三メートル、六メートル、八メートルと云ふやうな井戸を掘りまして現在設備を完成して使用して居るのでございますが、勿論非常な調査に時日を要しますのと同時に又經費も澤山かゝりますので、之を簡単に知りたいのでありまして、御経験がありましたら承りたいと考へまして提出した次第でございます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 御意見はありませんですか。

○三番 橋本克太君 (廣島市) 九番の回答に既に出して置きましたのでありますが、之は伏流水と地下水とに依りましても大分趣が違つて参りますし、殊に渗透性係數は砂の有効徑、空隙率、温度等に因つて非常に結果が皆違つて居ます。殊に井戸では一様な地質でもありません一寸理論的に決定することは實際問題として困難ぢやないかと思ひます。それで相當長期に亘りまして實地に試験をやつた結果から推定しなければ出來んのぢやないかと思ひます。廣島市でも昭和四年から五年にかけて主に伏流水の調査をやりました。一年半ばかりの長期に亘つてやりました。只連続してやりませんと水量の變化が判り難いですが、三日か四日の連続は或程度出來ますけれども二ヶ月とか六ヶ月の連続は實際上出來兼ねるのであります。少くも

正確な結果が出難いやうな結果であります。御承知の通り一旦ポンプを停止しましてさうして何程か時間を経てかけました場合と連続して運轉した場合とに、非常に差違が出て來ます。出來るだけ長期に運轉してやられた方が正確な結果が得られませんかと思ひます。一言申上て置きます。

○二十九番 平尾陽男君 (岡山市) 私の所に現在使用して居りまする装置は、相當期間も長くやつて個所も何個所もやりまして、豪雨其の他の關係で色々の實驗も度々やりましたですが、最近工業用水等の水源に簡単にと思ひましてお尋ねしたのであります。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 上水道の永久的施設と致しまする水源として地下水にしろ伏流水にしろそれが水源として附近にあります場合は、相當長年月を要しやうとも、相當經費を要しすけれども慎重に調査を致しまして學究的に調べて計畫することが最も適當なる方法と考へて居るのであります。併し理論的にはさうでありまするが、學問的に調べたものが實際的に果して其の通りに行つて居るかどうかと云ふことが、一番私共の知りたい所なんであります。各市に於かれましては水源を全部伏流水のみに據られて居る所もありませうし、又豫備設備と申しますか、補助水源としてお使ひになつて居る所もあると考へます。之等の水源を設置せらるゝ以前に於ては、前申します

る通り相當長年月に亘つて調査と周到な注意を以て計畫されたことだらうと思ひますが、實際施設した後に於ける狀況がどのやうになつて居るか、其の點が承りたいのであります。調査をどんな方法でやるかと云ふことは、學理的に理論的に色々相當の文献がありますから、それに據つてやることと思ひますが、さうしてやつたことが果して其の通りになつて居るか否か、なつて居ないとすればどの點が將來注意しなければならんかと云ふことが、私共實際家と致しまして必要なこととあります。

私共の方の例を申上げますと可なり調査をして、さうしてそれが實際適合するかどうかと云ふことに付て相當上級官廳に於ても懸念されたのでありますけれども、私共と致しましては相當確信を有つて量に於ては何等憂ふ所はないと云ふ信念を以てやつた事業ではありますけれども、其の結果現在集水して居りまする狀況を見ますと、最初第一年に於ては豫想以上の水量が得られたので、之は調査及研究したことが無駄でなかつたと云ふ確信を得たのであります。それが一年経ち二年経つて従つて狀況が變つて來るものであります。水質は大して變らないけれども水量に於て變つて來るのです。之は今お話しになりました通り其の時期に依り違ひます。伏流水の少い時期に却つて多い現象があるのです。大體河水の濁水期と申しますと土地の狀況に依

つても異りますが、大體下流地帯に於て濁水期と申せば夏季が一番多いので、其の夏季に却つて伏流水は水源が豊富なのであります。それは何故かと言へば其の時期は幸ひに周囲の水田が水を餘計要しまする時期でありまして、従つて其の水田の水が水道關係の方の水へ滲透して來ると云ふことは見逃せない事實であります。左様でありまするけれどもどうも實際計畫した通りとは多少變つて來る。甚だしきに至つては二割位の差があるのでありますから、若し左様な御經驗がありますれば此の際參考に承つて置きたいと思ひまして提出致したのであります。

向又簡単に集水量を試験し得る方法をお尋ねして居りまするのには、現在資材が大變不足致して居りまして、鑿井會社等に委託してやりまして中々こちらの希望の期間では調査して頂けない、之を直接市でやらうと致しますと之亦パイプにしろ其の他のものにして、充分なものを得られなないので代用品的なもので少規模でやらなければならんと云ふやうなこともありますので、殊に工業用水等の必要な場合の豫備調査と云ふ場合に、極く簡単な試験方法に依つて知り得る方法がありますれば承りたいと考へまして出しましたのであります。どうぞ御經驗がありますれば此の際お伺ひしたうございます。

○三番 橋本克太君 (廣島市) 廣島市に於きましては初め

にやりました實驗成績と實際とは略一致しましたが、其の後年を経るに従ひまして殊に一昨年の濁水期に河底が非常に下がりましてから少し初めのと趣を異にしまして幾分水量が減少しました。殊に本市の施設は河の流水面に埋設してあります關係で河の水量が減少して行きますと幾分其所に水量が減少する傾向があるのであります。併し降雨がありまして河水量が増加しますと河底を深うされる關係か、又舊に回復又はうんと良くなると云ふやうな傾向を示して居ります。

研究問題 (上水工務之部)

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 他に御發言はありませんか。(發言を求むる者なし) 別に御發言もないやうでありまするので此の程度に於て議了と致したいと思ひますが、差支へありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないやうでありますから議了と致します。次は研究問題上水工務之部を議題に致します。

〔一〕 水道管ヲ電話保安器地中導體二代用スルニ付選信局ト協定ニ關スル件
提出市 廣島市
○五十七番 吉田弘道君 (松江市) 廣島市の方から御説明がありませんで私の意見を申上げて見たいと思ひます。

本間は京城の工務部會の折に技術上支障はないと發表があつたのでありますが、岐阜市や東京市の方から技術上或は事務上の問題に付きまして意見があり一年延期になつて居つたのであります。さうして長崎の本會に提案になりまして、津市の電蝕被害の發表がありまして、技術上再調査のため又一年延期となつたのであります。さうして昨年東京の部會に於きまして藤田主査からお話がありました。津市の現場に委員がお出でになつて親しく御調査になつた結果は、其の當時の被害と云ふのは參宮電鐵伊勢線の漏洩電力に因り水道管が蝕つたと云ふことを發表になつたのであります。津市では其の被害の範圍が非常に廣いため逓信省に於ては其の排除を考へることになつたと承りました。主査としては技術上は支障なしと認めたのであります。さうして今回は標準協定書は出さないことにして各都市が實情に即應致しまして逓信省と適當なる協定をして行くと云ふ風に承つたのであります。

本支部會に昨年出席致しました所、本支部は支部會員一同歩調を同一にすると云ふ協定になりまして、其の後先日水道協會支部會に出席せんとして居りました所、廣島逓信局の係員が來松されたので親しく訊ねて見たのであります。が、初めに大體松江市内の電話の数が幾何か、それは千六百程ある。其の中どの位接続替せなければならぬか、

それは其の三分の一位は接地抵抗が五十オーム以上の見込である。接地抵抗の良い水道管の鉛管に附け替への希望を有つて居られたのであります。次に電話の新規に加入した場合にどうすれば宜いか、それは水道引込みの場所と電話引込みの場所が近くにありまして水道管を使つた方が有利な場合は水道管を使ふ、水道管が遠方にあつて水道管迄持つて行くのに非常に鋼線が澤山要る場合は使はない。其の數は大體一年間の位か、新設電話は大體三十五個程度のものである。それから三番目に電話移轉が相當あつて其の數は一年どの位か、それは百個位取付けること。其の百個の電話維持に對しても前に説明を申上げたものと同様なことに相成るのであります。次に逓信省の利益はどう云ふ風になりましかと訊いて見ますと、水道管に接続することに因りまして一個當りの利益と致しまして接地抵抗の悪い所で八耗の鋼線が一・五疋、五十オーム以上の所には複線にする必要がある。それで水道管を使用しますと非常に接地抵抗が良くなりまするので複線にする必要がないため約一圓二十錢位の利益になると云ふことであります。其の他色々訊いて見ましたが私も電氣は専門ではありませんから言はれる儘を聞いたのであります。之が主旨を綜合して見ますと電話を用ひられて居る市民の家のアース線が落雷の時水道鉛管に接続しますと、一層完全になると云ふことになる

のであります。二番目に鋼線を節約することになると國策として望ましいこと、斯う云ふ二つの効果があるのであります。

然らば水道事業者の得る利益はどんなものであるかと云ふことになる、東京の本會で藤田主査の説明に據りますと、消火栓標示の番號は電柱を利用する、向水道専用電話にも利用をなすこと勿論差支へないと云ふことを聞いたのであります。が、議事録を見る迄は確められないのであります。それで之は支部長さんには非常に御多忙でもありません。それが水道永久に亘る事柄でありますから、主査が逓信省と交渉せられて居ります其の内容を詳しくお調べ願いたいと思ふのであります。尙私共と致しましても水道の技術の方は他の方面と趣を異に致して居るやうに思ふのであります。が出来るだけ國策の線に沿うてお互に物資の節約をなし、さうしてアース線が完全な市民の福利増進にもなることとでありますから、さうして行きたいと考へて居ります。

○三十八番 富家眞廣君 (高松市)

此の問題に付きましては現下の時局と云ふ點から物資節約と云ふ方面から考へましたならば、逓信當局と協定の上アース線を水道給水管に取付けることに計らつて宜いと思ふのであります。併乍ら技術上給水管には影響がないと云ふことは明らかになつて居るんでございますが、其の外に被害がある場合があるか

も判らないと思ふのであります。それに水道の給水工事は本日のやうな晴天の日ばかりに致すのでなくして、室内工事等にありましては非常な暴風雨の日にも致すかも知りません。其の際に丁度其の家の電話器のある所に落雷するやうな場合があつたとすれば、鉛管とか瓦斯管等を扱つて居る職工にどう云ふ被害がないとも限らんと按じるのであります。或は生命に關するやうなことも出来するんぢやないかと思はれるのであります。若しそんなことがあるとすれば水道經營者は給與金の交付とかなんとか、市と致しましても相當の負擔をすることになり、獨り本人の不幸ばかりでもありません。此の協定書を読みましてさう云ふ風な事項が一つも現はれて居らないのであります。

それともう一つ修繕工事を致します時分に一々逓信當局と連絡を取つて工事をしなければならぬやうな風に見えるのであります。之では逓信當局が現場へ來られて初めて工事を致すと云ふことになる、水道業者と致しましては非常に時間を要する場合が出来るかと思ふのであります。それがため豫定の工事が進捗しないで他の工事迄停滯すると云ふやうな結果になつて來ます故に、若し協定を結んでやるならばこちらでアース線を自由に取外し、何所其所のアース線は取外してあるから適當に逓信當局の方でやつて下さいと斯う云ふ風に簡単に水道工事が進行するや

うに契約したならば良いかやあないかと考へるのです。も一つ電信法に據りますと第三條でありますか通信障害をした場合或は障害すべき行爲をなした場合には七年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處すと云ふことがあるのであります。此の協定書に依りますとさう云ふ不都合な場合があつても別に其の責は負はなくても宜いと云ふ風な協定でございますが、法律で決めましたものを選信當局と水道業者とが話し合ひの上、其の罰則を適用しないと云ふやうな協定はどうかと思ふのであります。斯様な點を考へますると尙此の協定の内容に付て検討すべき點が多々あるかと思ふのであります。

尙も一つ此の工事方法の第四の但書に「已むを得ざる場合には露出部分を選ぶことを得」と云ふ風になつて居ります。地中へ埋めてあるものに接続して呉れます分には別に差支へありませんが露出して居る所へアース線を取付けることは尙研究せねばならんことかと思ふのであります。尙皆様から御意見もありませんからそれを承りました上で又私の考へを申し上げたいと思ひます。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 水道管を電話保安器の地中導體に代用することは、大體今の電話保安器では充分でなく水道管に之を連結した方が安全であると云ふことから斯様な問題が出たのであります。然らば逆に考へまする

常設調査委員会に委託致しまして調査の結果結果が付いたものゝ如くなつて居りますのであります。實際問題と致しましては表面的に選信局と完全に支部區域が一致して協定書を出して取付けて居る所は、目下ないのであります。さうして各選信局とも連絡が充分取れて居ないらしいのですが或る選信局は頻りに強要して、強要と申しては悪いですが、色々の方法で以て之を促進することに熱心に努力して居る。所が其の反面には何等さう云ふことに關心は有つとるでありませうが積極的に働かない選信局もあるのでありますから、之は只數字的に考へましても極く僅かな電線の節約に過ぎないのでありますから、愈々之を協定すると致しても、少し協定案に付きまして研究をする必要があるものゝ如く考へます。之は多年の問題でありまして當支部に於きましても鳥取市で會がありました場合に問題になりまして支部一致の態度を取らう、それに對しては支部長に一任して支部當局に協定案を作成して頂いて次の支部會で協議することになつて居つたのであります。昨年の中國支部會で纏めることになつて居つたのであります。が其のときは選信局からも技術員が御出張になりまして、會の席上ではなかつたのであります。尙納得し其の技術員の説明を聞いて見たのであります。尙納得し得ない點が澤山あつたので理事會に於て協議の結果もう一

と従来の電話器のアース線は危険であるのかと云ふことになつて來るのであります。幸ひにして現在の電話器に對して電話加入者が危険を感じた場合はなかつたから、問題はなかつたんでありますけれども、アース線の効果如何に依つては電話加入者の危険は測り知れないのであります。不幸にして空中電氣が放電の場合に電話保安器が不完全であつたならば電話使用者は其の被害を受けなければならん筈なんでありませうけれども、從來不完全なりと雖もさう云ふ場合がなかつたから宜かつたのです。之を完全にするため水道管に連絡することは結構なことでありませうが、今高松市のお話になりました如く暴風雨等の場合空中電氣の放電があり落雷があつた場合には水道工事人に危険を感じることは想像せられるのであります。斯様な場合に接地抵抗が良いと云ふので水道管に接続して居ると萬一臺所で仕事を居る女や子供が給水栓に觸つて居つたと致しますと、之と同様に危険を感じるのであります。左やうな場合は偶然なことでありませうけれども、さう云ふことも豫想して考へなければならんのであります。全面的に技術上支障がないから宜いかなと云ふことのみで處理することは少し考へなければならん問題ぢやあないかと思ひます。

尙折角此の問題に付きましては水道協會としては表面上

年研究しやうと云ふことになつて本會に至つて居るのであります。も早相當論議は盡されて居りまして、協定を實行しなければならんことになつて居るかも知れませうけれども、此の問題は此の案に直ちに同意し得るか否かと云ふことは申上げ兼ねるので少し研究して見たいと思ひますので、私の考へと致しましては此の席上に於て議長指名七名位の委員に御依頼になりまして、場合に依つては選信當局の意向も聞いて見、折衝する必要もあるかの如く考へますので、委員に御依頼になつて此の件の進行及解決をして頂きたいと考へますので一寸意見を申して置きます。

○五十七番 吉田弘道君 (松江市) 大切なことでありまして委員を擧げてもう少し研究する、又愈々やるに致しませんが協定内容に亘つて色々な意見の出ますと云ふことも御尤なことと思ひます。岡山市にお尋ねしたいのは委員に總てを委任せなさんと云ふのでありませうか、さうして委員にお任せを願つて其の委員の方が案をお作りになり其の案を支部會員にもう一ペン文書等の形式に依つてお廻しになるものであるか、或は其のこともしなくて全部の権限をお任せして直接廣島選信局と協定を結んでしまふものであるか其の點をお伺ひしたいと思います。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 只今松江市からお尋ねになりました委員の権限であります。委員が協定する

と云ふこと迄全部お願ひすることもどうかと思ひますが、此の點は皆様の御意思に依ることでありますが、一應はやはり皆様のお耳に入れてお目にかけて決定した方が宜いのぢやあないかと考へますが、其の邊は支部長に適當に御依頼しても宜しいと思ひますが、支部長もお困りであらうと思ひますから此の席で決めた方が至當ぢやあないかと思ひます。

○七番 長崎敏音君 (吳市) 色々伺つて見ますと未だ若干の研究の餘地もあり本會としては極めて重要な問題と考へます。只今二十七番より委員説がありましたからそれに賛成致しますが最後の覺は、やはり文書等を以ちまして一應見せて頂いて決したならば宜いかと思ひます。大變長く御研究になつて居る案件であると云ふことを伺ひます以上、次の會と云ふことになりますると一ヶ年も延びることになりますから、さう云ふことは事情も許さないやうにも考へられまするから、御迷惑でありませうが早急に委員の方々に御研究を願ひまして支部長に於て適當に意見を各市から徴すると云ふことにお願ひしたらどうかと思ひます、此の席に出席して居ります者が皆市長でありますれば幸ひでありますけれども左様でない、やはり斯う云ふ案件は選信局と各市が締結すると云ふことになりますると、事務的に於て各市夫々事情もあらうと存じますから、之等の

ことを考慮致しますとやはり意見を一應纏めた上お見せを願つて置く方が將來之を圓滿に進めます上に於て適當ぢやあないかと存じます。(「賛成します」と呼ぶ者あり)

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 他に御意見はありませんか。

○支部長代理 (廣島市水道部長三上 昭君) 委員會に依つて最善の協定案を決めてそれを次の支部會に諮ると云ふ譯にも事情が許しませんので、又吳のお話のやうに文書で各會員の方へお廻しする、さうして其の賛否に依つて決すると云ふやうなこともどうかと思ふんであります。然し鳥取で各市が一致した態度に出やうと云ふことでありますから、結局此の委員會は最善の案を作ると云ふことで、尤も各市に於ては夫々上司もあることですし、又市會關係もございませうから、其の案が絶對強制力のあるものでないと云ふ意味に於ての協定案を作成することにしたら如何なものでせうか。

○三十八番 富家真廣君 (高松市) 委員をお設けになつて協定案を作ると云ふことは、至極結構なことで賛成致します。併し委員に選ばれたお方は随分責任が重いので、委員が案を作成する迄に皆さんがお歸りになりまして、斯う云ふ事項を加へて貰いたいと云ふことを委員の方へ御報告下さつて、それに依つて委員が適當に案を作成してそれを吾

々の方に御協議すると云ふ風にしたら良いかと思ふのでございませうが、結局の所選信局のあります廣島が主となつて奔走して此の任に當ることになつて来るんかと思ひますが、今申しましたやうに大體皆様のお氣付の點を廣島に御報告する、さうして今支部長さんからお話がありましたやうに、それは支部としての一致の意見ではあるけれども此の成案の通り執行するか否かと云ふことは、各水道關係者が適當に決めたら宜いと云ふ風に思つて居ります。

○三十一番 金子藤一郎君 (倉敷市) 只今問題になつて居りますことに付きまして私の意見を簡單に申して見たいと思ひます。非常に此の問題に付ては長く研究されて居りまして最早何れかに決すべき時期が來て居るのではないかと考へられるのであります。今岡山市が申されました如くに此の協定書の内容に付きましても尙相當疑問とする所もあり技術的にも研究を要することもあり、又文書の上にて於ても未だ萬全を期せられて居らないと云ふ嫌ひがあり、斯う云ふ意味合で更に選信當局と良く折衝をして適當な協定書案を作るため委員を設置したいと云ふ御提議であります。が、其の點に付きましては別段異存はないのであります。私の申しますのは本支部に於きまして一つの協定書案が出來ましても其の委員に依つて決められた協定書が絶對に、何と言ひますか各市町村が義務を負ふと云ふ譯に參らんの

ぢやあなからうか、結局市町村長が其の出來上つた協定書案を適當なりとすれば、之は義務の負擔でありますから市町村長は當然市町村會にかけまして議決を得なければ協定が出來ないと私は思ふのでありますから、委員の權限は結局適當な案を作ると云ふことだけで宜いんぢやなからうかと思ふのであります。さう云ふ意味合に於きまして岡山市の委員説に賛意を表します。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 他に御意見はありませんか。本案は既に相當御研究を願つて居ることでありませうので、成案を得るため委員を作り、さうして委員に於て成案を得たものを各市に依つて適宜撰擇する、それがため委員が一つの参考案を作る、斯う云ふやうな御意見があるのであります。之に付て御意見はありますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 大體異存はないのであります。所謂協定案でありますから、其の協定案はどつちかと云ふと水道業者側に都合の良い協定案を作る譯でございませうが、其の案が果して選信局が容れるか否かと云ふことも亦大なる疑問なんでありませうからして、之はどうも期限を限定してとか、或は豫想してとか云ふことは到底難しいことぢやあないかのやうに考へられるのであります。旁々此の協定は今三十一番さんの仰つしやる通りに

協定案を假に作ると致しても強制力のあるものとする譯には參らないので、假に協定をすれば斯う云ふやうに行かうちやあないかと云ふやうに協定するに止るのだと思ひます。實際選信局が容れるかどうかと云ふことが問題でありますので、前に申しました通り場合に依つては選信局と克く懇談をして行かなければならんやうな事情に打突かるであらうと思ひますので、どうも此の點が期限を限定するとか云ふやうなことが難しいのぢやあないかと思ひますが、兎に角此の問題は斯う云ふ時間の限定された會議の席上では到底審議し盡せないの委員會にお願ひして案を得ることが第一要件ぢやあないかと思ひますので申上げる次第であります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 協定書案作成に付きまして委員を設けることに御異議はありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めます。さうして議長指名の七名の委員と云ふ動議が出て居りますが、此の點に付きまして御異議はありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めましてそれでは指名致します。吳市、岡山市、下關市、松江市、高松市、米子市、廣島市、以上七名を指名致します。

○五十七番 吉田弘道君 (松江市) 委員が御決定されましたが、先刻高松市からお話がありましたやうに各市にお

と云ふ聲が高々と叫ばれて居りますときに、人的資源と云ふ點から考慮するならば改良下水道工事の完成を俟つて始めて其の目的が達せられるのではないかと考へまして、一日も早く其の衝に當つて居る者として完全に下水道工事を進めたいと思ふのであります。其のため下水道に使用する鉄筋コンクリート管が出来ないならば、プレインコンクリート管に替へて工事を致したい、斯様な念願の下に此の案を提出致しましたのでございまして、目下下水道工事を施行して居ります都市で、プレインコンクリート管を採用して居ります都市は大阪市にありまして、ヒュム管會社に依頼致しまして製管して居るのであります。之は御承知のやうに遠心力の利用に依りまして、シツクネスを約十二耗厚味を増して、コンクリートの配合率を現在鉄筋コンクリート管に使用して居ります配合率よりもより以上に違へまして製管して居るのであります。其の管は試験の結果強度は鉄筋コンクリート管と殆ど相違がない程立派な成績を擧げて居りますが、只運搬に於て破損が多いと云ふ結果を見て居ります。姫路市に於きましても現在プレインコンクリート管の三尺五寸位のものを造られて居りますが、姫路市の強度試験の結果を聞きますと、強度に於てはやはり差違がないが運搬に於て破損率が大きいと云ふことを承りましたので、コンクリート管の計算の立場から行き

歸りなりました御研究になりました結果を支部長の方へ參考資料としてお出しになるやう希望を申して置きたいと思ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 次は下水工務之部に移ります。

下水工務之部

(一) 下水管規格制定ノ件

提出市 高松市

○四十番 大野繁雄君 (高松市) 大體下水管の規格を如何様にするかと云ふことを本部の方に御決定を願ひたいと思ひまして提案したのであります。御承知のやうに下水管は鉄筋コンクリート管が材料の大半を占めるのであります。今迄は管の製作に對して線材の配給も圓滑に行つて居つたのであります。戦時下資材の不足に伴ひまして下水道工事に付きまして線材の配給は絶對にないのであります。縣に割當てられました數量の中から幾らか下水道工事の方へ使へ、若しそれで間に合はんならば下水道工事は當分見合せたら宜いぢやあないかと云ふやうな意味合のことを、商工省の方で承つたことがありますので、上水道が完成し改良下水道がそれに伴ひまして完成して始めて、市の保健衛生が保たれるのであります。現在國防國家建設

ますと、シツクネスは大體徑に於て八分の一乃至十分の一取れば宜いぢやらうと云ふ風になつて來るんであります。其の計算も大體其の程度に納まるやうであります。現在工事を執行して居る所では既にコンクリート管の型枠を有つて居るのでありますから、新しく設計して型枠を造ることになると其の費用が無駄となる譯でありますからコンクリートの配合率に依つて何とかならないかと思ふのであります。

私共の方で現在施行して居りますのは型枠の關係上一尺五寸管に對しましては、一尺七寸五分の型枠を持つて行き、二尺七寸五分のものに對しては三尺管の型枠所謂外枠を持つて行く、斯う云ふ方法を取りまして内徑三尺迄のものは、コンクリートの外枠を替へずに使つて居りますが、目下縣の方に依頼しまして試験中でありまして今の所未だ成績は發表出來ないのであります。斯様に各市の状況も異つて居りますので協會に於て合法的に之が御決定が願へれば下水道の發展に寄與する所が大であると考へまして提案したのであります。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 只今理由の御説明がありました下水管規格制定の件は、御尤なことでありまして私共も是非御主意の如く規格の制定を希望して居る一人であります。併乍ら先年協會調査委員會に於きまして下水道

用鉄筋コンクリート管の規格が既に制定せられて居るのでありますから、下水管規格制定の件と云ふのを少し明瞭に、下水用として鉄筋コンクリート管以外の管の規格制定の件と申しますか、規格研究の件と申しますか、さう云ふ意味にした方が、下水管と申しますと鉄筋コンクリートが入るやうでありますから、今御説明になりました普通のコンクリート管、竹筋コンクリート管、土管等もありませんから其の一々に付て調査する必要があるのぢやあないかと思ひますから、鉄筋コンクリート管以外の規格を制定する意味を明らかにして本會に提出することにしてはどうかと思ひますので一言申上げて置きます。

○四十番 大野繁雄君 (高松市) 岡山市のお話通りはつきりした文章に致しまして本部に御提出願ひたいのであります。土管も既に商工省の規定がありまして規格はあるのです。鉄筋コンクリート管は現在水道協會に依つて決定して居りますので、要はブレーションコンクリート管のシツクネス如何と云ふことになるやうになりますので、其の件に付ては事務當局に於て御決定を願ひたいと思ひます。

○七番 長崎敏音君 (吳市) 之は題號を斯う云ふ意味にされたらどうです。下水道用鉄筋コンクリート管の代用管規格制定と云ふことに、代用管の規格を制定することが出来れば目的は達せられる譯でせうから、さう云ふやうな意味

で適當に文案をお立て下さつて協會に要求して貰ふと云ふことに御賛成申上げてお諮りを願ひます。

○支部長代理 (廣島市水道部長三上 昭君) 高松市にお伺ひしますが今のお話には竹筋コンクリート管と云ふものもお含みになりますのであります。之も併せて御希望なんですか。

○四十番 大野繁雄君 (高松市) 竹筋コンクリート管はなる程理想としては良いやうであります。今申上げました運搬に付きましての破損を防ぎますためには、竹筋コンクリート管が大變良いんであります。其の竹筋を圓型に組みまして實際問題としましてコンクリートを施工しまするには大變高價なものになり恐らく規格が決定しても實際には使へんのぢやあないかと考へるのであります。現在私共試験を縣に依頼するため竹筋を使ひまして造つたのであります。中々組上げますのと竹の脂肪を脱きます設備其の他が非常に費用がかゝり手間もかゝりまして、實際何萬と云ふ管を造りますためには、ものにならんのぢやあないか、斯様に考へますので私は希望しては居りませんのであります。是非さう云ふ風にして戴きたい。

と考へます。御承知と思ひますが鉄筋の約十分の一しか力がない竹でありますから従つて太い竹を使はなければならん、従つて管の厚さが増すと云ふやうなことから考へましても、尙竹の吸水率を調べた文献を見ましても可なり永久的構造には到底向かんのぢやあないかと考へて居ります。今のやうなお話でありますれば此の理由書の竹筋コンクリートは除いて單に無鉄筋コンクリートだけの規格制定と云ふやうな意味になしたら如何でせう。

水道衛生之部

○四十番 大野繁雄君 (高松市) 結構であります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 別に御意見はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは只今修正になりましたやうに「無鉄筋コンクリート土管規格制定の件」と致しまして本會に提案することに致して御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 異議がないと認めまして決定致します。次は水道衛生之部 一。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) どなたか御意見はありませんか。

○九番 近藤 進君 (吳市) 吳市に於きましては別に之を研究したことはありませんけれども取扱つて居ります。二三の成績は此所に書いてあります様に池を掃除致しまして水を湛へて置きました使つて居ります。さうして湛へた

ときの成績は二十四時間に於て九十六パーセントの細菌除去率があります。それを湛へずに直ちに出した際には五十五パーセント、更に六日目にやりました際には八十九パーセント、十二日目には湛へないものにして九十二パーセント、十六日目には九十四パーセントと云ふやうな細菌除去率になつて居ります。さうしますと湛へますと其の間にプランクトンの沈下に依つて濾過膜が早く出来るものと考へられます。各地に於ける原水或はそれに含んで居る細菌が異なることがありますので一様には論ぜられませんが、呉市では適當と思つて居ります。

○四番 横山 孟君 (廣島市) 只今九番さんからお話しを戴きまして有難うございました。お尋ね致しますが呉の方は濾過前に配水して置くのですか、湛へて置くのですか。

○九番 近藤 進君 (吳市) さうでございます。

○四番 横山 孟君 (廣島市) 良結果を見たのでありますね。

○九番 近藤 進君 (吳市) さうであります。

○四番 横山 孟君 (廣島市) 廣島でやりました今迄の結果を申し上げますと、此の目的で初め配水の深度を六十度から幾十程度にしまして、それに濾過速度三米のものを普通約二米半位にして割合良好な結果を得て居るのでございませぬ、之では未だやり方が消極的な嫌ひがありますので尙

一層積極的な良い方法を望んで居るのであります。現在之と云ふ方法もないのであります。考へまするに先程も工務の話の場合に色々ございましたが、此の問題は運用上又は經濟上水道事業として相重要な問題だらうと思ふんでございませぬ。それで此の濾過膜促進のため措置法と云ふ此の字句は適當に替へて頂いて構ひませぬから總會に提出して研究して頂きたいと思ふのであります。御賛同をお願い致します。

○三十番 安藤千秋君 (岡山市) 濾過膜成生を促進するためと云ふのは之は急速濾過も含むのであります。

○四番 横山 孟君 (廣島市) 急速濾過とは別のものではないかと云ふのは之は急速濾過池であります。

○三十番 安藤千秋君 (岡山市) さうしますと字句を多少訂正する必要はないですか。

○四番 横山 孟君 (廣島市) あらうと思ひます。

○三十番 安藤千秋君 (岡山市) 此の頃は硫酸礬土も手に入り難いし色々薬品類も入り難いのですが、硫酸礬土より硫酸鐵とかさう云ふ風な沈澱薬の適當な量をお加へになつておやりになつた御経験がありますか。さうすればやはり有機物の沈澱も濾過膜の成生の一部になると思ふのです。

さう云ふことはお考へになつたことがないですか。

○四番 横山 孟君 (廣島市) 考へました。之は實際未だ

其の試験の結果が出来て居りませんが、ほんの實驗的だつたと思ひますが、急速濾過の方のことを一寸考へまして礬土に付て試験したことがございます。それ以外に今考へますとピフを濾過以前にやつてはどうか、又は別にプランクton等を混入して、之は實際には難しいかも知れませんが、さう云ふやうなことも考へて居ります。未だ研究迄には行つて居りませんが、何か良い方法でもあれば教へて頂きたいと思ひます。

○三十番 安藤千秋君 (岡山市) さう致しますと此の字句を訂正の上廣島市の御希望の如く本會議へ御提出にならんことを希望致します。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 廣島にお諮り致しますが何か適當なお考へは……。

○支部長代理 (廣島市水道部長三上 昭君) 之は廣島から提出したのであります。今提出者の希望は緩速濾過に限るやうなことであります。併し現在にはもう既に急速濾過装置を以て實施せられて居る所が澤山あり、従つて全國には急速濾過に於ける此の問題の経験もある所が相當あると思ひますから、問題を單に緩速濾過に限らないで宜いんちやあないか、其の意味で本會の方に御提出を願ひたいと思ひます。

○四番 横山 孟君 (廣島市) 急速濾過も一緒に考へたら

宜い話でございますが、私の方の考へとしましては現在ある濾過池を少し位手を加へあれを其の儘にして置いて何か外の方法で以てやる良い方法がありやあしないか、急速濾過にしますと濾過池の構造なんか變更する必要があるんちやあないかと思ふ、従つて經濟的に又問題があるので、濾過池は其の儘にして置いて、又變更するにしても簡易に變更出来る程度にしまして、それは先程松江市の云はれましたやうに濾過層へ砂の層を入れましてやつて居ると云ふやうな話もございましたが、さう云ふやうな簡単な範圍でやれば宜いぢやあないかと思ひまして、急速濾過とは別個に考へて居つたやうな次第でございます。

○五十七番 吉田弘道君 (松江市) 廣島市の提案者が幸ひに緩速濾過池の御意向でありますので、私の方の濾過池も緩速濾過池でありますので、之はどうか「緩速濾過池の濾過膜成生を促進するため措置法如何」と云ふ風に訂正して御提案して頂きたいと思ひます。それから岡山市よりお話しがありました薬品を入れることも一方法ではないかと云ふお話でございましたが、御承知の通り私の方の水道は以前支部會の折水源地を見て頂きましたが、水源地上流に人家が三百もあり其の上に忌部川の本流を堰止めて居りますから、相當濁度が高いために先年沈澱池を造りまして濁水の折石灰と硫酸礬土を沈澱池に投入して居るのであります。

す。さうすると大部分は沈澱池に大きなフロツクとなりまして沈床致しますが、微細なるものはやはり沈澱池の上に乗水を取るためにある二つのフロートバルブに入りまして流れると導水溝を通り最後にやはり緩速濾過池の表砂面に沈下するやうであります。けれども之は濾過池の其の時の状況、降雨の濁土程度に依りまして色々其の時の状況は違ふのであります。大體藥物を投入したときには違つて居ります。硫酸礬土を投入した場合に濾過膜は表面に早く出来る。自然其の剝取りの日数が早く来るやうであります。剝取日数が早く来る其の點から考へますとどうしましても濾過膜が表面に早く出来ると云ふことになりません。私共も廣島市と同様な考へを有つて居るものであります。

○三十番 安藤千秋君 (岡山市) 只今の松江市の御経験は非常に貴重なものと私は思ひます。實際それは自然に出来るプランクトンと云ふやうな微生物に依つて出来る濾過膜と、それを藥物に依つて人工的に作つたものは、人工的のものは早く剝離しまして自然に生物が作つた濾過膜はやはり持久力が良いでせう。さうして又藥物を加へると所謂濾過膜が表面に早く出来る。それで濾過層の中の生物に因つて各種の分泌物に因つて構成される濾過層は却つて出来ないとと思ひます。それですから藥物を使ふと云ふことはど

つちかと思へば急を要する場合には良いかも知りませんが又悪い結果を來しはせんかと云ふ恐れがあります。尤もそれも藥物の種類に依り量に依り水質に依り一概にどうであるとは云へないと思ひます。促進するの措置如何と云はれますから、まあさう云ふ方法もあると云ふことを御参考迄に申上げた次第であります。之はやはり提案者の御意見も緩速濾過池のやうでありますから「緩速濾過池の濾過膜成生を促進するため措置法如何」とされたらどうですか。さう云ふ風の一つお取計ひを願ひます。

○四番 横山 孟君 (廣島市) どうも提出問題が簡單でありまして誤解があつたやうでございますが、元々廣島市としましては緩速濾過を土臺にしまして、結局此の研究に依つてそれが急速濾過の濾過膜の方に發展して行くかも知りませんが、根本は緩速濾過に置いて提出した譯でありません。緩速濾過池に於てと云ふ言葉を入れて頂ければ結構と思ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 他に御意見はないですか。(發言を求むる者なし) それでは「緩速濾過池に於て」と云ふ字句を入れまして總會に提出することに致しまして御異議はありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めまして決定致します。次は二。(二) 水ノ有機質ト遊離鹽素トノ關係ニ付研究セラレタル

所アラバ承リタシ

提出市 廣 島 市

○四番 横山 孟君 (廣島市) 水の消毒を目的として注入せられた鹽素が水中に於て消耗せられることは周知の事實でありまして、實際池に鹽素注入をやる場合にはそれを考慮に入れてやるのが良いんちやあないかと思つたんですが、實際各市では其所の點を、遊離鹽素と水中の有機質との關係に付て何か御研究がございますれば承りたい。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 御意見はありませんですか。

○四番 横山 孟君 (廣島市) 廣島市に於きまして此の目的のため試験濾過池へ三十から百PPMの鹽素を注入したことがあるのです。所が三十PPM及中間の五十PPMを注入しましたとき直後に試験濾過池の上層部に出て來ました遊離鹽素を測つて見た所がそれで○・〇五乃至○・一PPMしかなかつたのであります。又百PPMを注入した場合にやはり直後に測つて見ますと○・一PPMであつたので大體消耗の多いのに驚いたのであります。有機質が多い場合は遊離鹽素の消耗が非常に多いやうに考へられまして、此のことは日常鹽素滅菌に依つてやつて居る場合考へないと、大體少量の鹽素は附きもと思ふんでありますから、所謂鹽素滅菌をやりました後は殘存鹽素力と申しますか之

を絶へず實驗して有効的に鹽素注入を行ふ方が良いんちやあないかと考へまして、前申したやうに有機質は遊離鹽素と關係があり鹽素を消耗すると云ふことが云はれて居り乍らも、其の檢定に付ては詳しい研究報告もないやうな有様でありますので此の際御研究がございますれば承りたいと思ふのであります。

○三十番 安藤千秋君 (岡山市) 水中の有機質が遊離鹽素を消費することは當然のことでありまして、私は回答に出して置きましたやうに系統的に研究したことはありませんけれど、今日迄經驗して居る所では有機質の多い水の方がどうしても遊離鹽素の消費量が多いのであります。つまり正比例する譯であります。併し有機質の種類に依つて鹽素の結合量は違つて居るんちやあないかと斯う思ひます。少し専門的に直るけれども現在水質試験の中に有機質を測定する方法としては過滿俺酸加里消費量と云ふものが使はれて居りますが、此の節のやうに殆ど全國的に鹽素結合の方を以て有機物を測定する方法が合理的である、斯う思ひまして其の方法を制定し水道協會の方で採用して欲しいと云ふことを、私は三四年前に總會にかけたことがあります。所が總會の方ではそれは必要であるけれどもまあ現在の方法にそれを貴市の方で併用して宜しい、斯う云ふやう

な位のことと協定法に載せやうと云ふ程の熱が各市にもなかつたのであります。所が今度廣島から斯う云ふ問題を出されましたが、實際今各市で鹽素滅菌をやつて居られるのは、文献に依つて〇・二乃至〇・三PPM位でやると云ふことを、磯村あたりから買取りまして、それを盲目滅方でやつて居るので或は〇・三PPM入れても入れんでも同じやうな水もあり効果が擧つて居ない水道があると思ふのであります。併し今の水道の水では〇・三PPMも入れれば寧ろ過剰になつて居る水道もあると思ふのです。之は游離鹽素と有機質との關係を相當各市で研究せられまして其の水道に即した量を注入するのが本當に正しい滅菌法になるぢやらうと斯う思つて居ります。一寸御参考迄に。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 御意見はありませんか。(發言を求むる者なし) 別に御意見もないやうですから本問は議了として差支へありませんか(「差支へなし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めまして議了と致します。第三。

〔三〕 空襲ニ依リ配水池、濾過池、沈澱池等ニ投下セラレタル毒物ヲ最モ敏速ニ分別シ對策ヲ講スル方法ニ付研究ノ必要ナキヤ

提出市 廣 島 市

申上て御参考に供します。或時はコレラ菌を投入されたから直ちに處置せよ、斯う云ふことがあつた。其の場合は消毒のため鹽素一PPM投入致します。更に其の濾過池は直ちに停水して濾過池のみを鹽素殺菌をなし充分消毒した上細菌検査をして使ふと云ふやうなことをやつて居ります。さうして市内の使用者には直ちに多數の通信網を以て煮沸或は晒粉を以て消毒の上使ふべしと云ふやうなことを知らしてやります。

又或時は發煙筒を持って來まして盛んに毒瓦斯の想定を致しまして、濾過池に今イベリットが投入せられたから直ちに適當な處置をせよ、斯う云ふやうなことを云はれたことでもあります。其の際は前と同じく濾過池を停水致しまして濾過池の周圍にはクロール石灰を撒布し、其の撒布量は一平方米二百瓦撒布致しまして、濾過池の中には鹽素を投入して消毒して居ります。普通イベリットの濾過池の中に入りました際には濾過池の上に沈澱致しまして油狀になつて溜つて居りまして、徐々に之は分解して無毒になることになつて居りますから、餘り之は氣にする必要はなく、只なるべく鹽素に依つて消毒をして取替へたら宜からうと云ふやうな話もあつて居ります。殊にルイサイトとか鹽化チフエニール、アルチンのやうな砒素系のものに對しては砒素が残ることとございますから之を除去しなければ不可ん。

○四番 横山 孟君 (廣島市) 研究の必要なきやとしてありますけれども廣島市としても大いに火急に必要を認め居るのでございます。空襲に依りまして水源地を破壊する目的以外に其の要所々々に毒物又は病原菌を投入して澤山の人命を奪ひ敵の士氣を阻喪せしめると云ふ統後擾亂を目的とすることは國際法上では禁止せられたことなのでありますけれども、實際問題として起るべきものであると云ふ覺悟を以て之に對處する處置を講じて置かなければならんと思ふのであります。所で其の場合之を可及的速に其の毒物検査をやらなければならんと思ふことが問題になり、さうして又其の後の對策を速かにやらなければならぬのであります。現在毒物検査と云ふことだけでも相當の時間を要するのであります。従つて試験の結果が判らないものは配水停止と云ふことになりまして、それで實際當事者は非常に不便を感じる譯なんで、従つて其の消毒とか給水等を少しも早く實施する必要に迫られる譯なので之に對して最善の方法を研究する要が火急にあると思ふのであります。皆様の御意見を承りたいと思ひます。

○九番 近藤 進君 (吳市) 吳市に於きまして防空演習の際克く此の問題が outcome として、軍部より來まして想定を出して或時は有害菌の投入、或時は毒瓦斯の投入と云ふやうなことを想定せられてやつて居ります。其の取扱つた二三を

さうしてルイサイトの方は水中に入りましたら飴狀の塊が出来まして濾過層の上に溜つて居るから之を除きます。其の他催涙瓦斯とか或は窒息性瓦斯類は水に會ひますと容易に加水分解をするものでありますから餘り必要はないと云ふやうなことも聞いて居りますし自分はなるべく左様に取扱つて居ります。

○四番 横山 孟君 (廣島市) 只今九番さんより色々とお話を伺ひまして大變参考になりました。聞く所に依りますと、否實際吾々も防空演習の場合何時もさう云ふ相談を受け又處置を致して居つたのであります。何分にも毒を受けた場合にはなるべく早く處置をすることが非常に大きな問題になつて居るのであります。其のため其の檢出法、何と云ひますか早期檢出法と云ひますか普通の方法ではまだろつこしいから何か適當の方法で早く檢出し早く處置をしようと思ふやうな考へがあるんでありますけれども、大體毒瓦斯とか其の他の毒物と云ふものが所謂軍機の關係で普通私等と致しまして其の性質を知ることが出来ないのがあります。それで此の問題に付きましても協會として特別の研究機關を設けるとか又其の他の方法に依りまして軍部と折衝して此の目的を達成致したいと思ふ意向を有つて居ります。それで其の意味で總會へ提出して頂きたいと思ふのであります。皆様の御賛同をお願い致します。

○三十番 安藤千秋君 (岡山市) 之は非常な重大問題でありますから提案者の御希望のやうに總會の方へ御提出を願ひたうございます。

○二十六番 國富友次郎君 (岡山市) 外の問題は私共門外漢でありまして充分判りませんが、此の廣島から御提出になつて居ります此の問題は最も重大にして最も緊急な問題であると思ふ。實は只今の御説明に依つて若し空襲に因つて毒物が投入されたならば、それを早く研究すると云ふ意味の話聞いて、門外漢である吾々は斯う云ふことは必ずしも空襲に因つて毒物が入つた場合に處置する準備の程度では不十分であると思ふて居ります。平素に於ても萬一瀧過池、沈澱池等に秘かに毒物を投ずるものが假にあつたとしたら、私は何時も其の衛生關係の方は始終此の水の検査と云ふものが出来て居るのだと思つて居つた。必ずしも空襲と云ふ問題でなくて何時でも斯う云ふ毒物が假にあつて試験の上に見れましたら、此の毒物は斯う云ふ處置をしたら良い、或は配水を止めるとか消毒をやると云ふやうなことは之は平素からの問題であらうと思ふ。平素さう云ふことが御研究になつて居らんとすれば尙更其の必要を感じる。況や時局下に於て何時空襲があるか知れないと云ふ場合に、斯う云ふやうに各市から御回答があるやうに、皆必要なことを痛感して居らざる者はない。而して又速に其の

處置をしなければならんと云ふお心持ちぢやらうと思ふ、然るに此の問題を研究の必要なきや否やと云ふ手続の問題として本會にお出しになることは私は甚だ遺憾に感ずる、それは其の必要ありと斷じて又必ずしも空襲ばかりぢやあない、平素に於ても善處する方法を講ずるため、鳥取縣から研究會を組織して大いに研究すると云ふ御意見が出て居るですが、果して研究會を設けるのが良いのか乃至は此の會で今日直ちに委員を設けて委員會で研究したものか斯う云ふ弱い問題でなくもつと強い問題にして、斯う云ふ必要があるに付ては斯う云ふ風にしてはどうかと委員會の研究案を参考として附けて本會へ提出する、本會に於ても更に之では不十分と思へば支部の研究案を参考とせられて更に委員を選んで敏速慎重に決議されると云ふ風に根本から此の問題を強め、さうして委員附託にして至急に研究して案を作りそれを添へて本會に出すやうに願ひたいと云ふ意見を有つて居ります。

○七番 長崎敏音君 (吳市) 二十六番の岡山市の御意見は極めて適當でありまして私共も實は此の案が餘りに緩漫過ぎて居ないかと云ふやうな氣持が先程から致して居つたのであります。只今續々二十六番より御述べになりましたから其の點は省略致しますが、獨り此の問題だけでなく總會々々と頼ることは如何かと思ふ。斯う云ふやうに各

方面に支部を置いとくこともさう云ふ方面に於て適當な決議案を作りさうしてそれをもう一層強化して行くのが協會支部の一つの目的にもなつて居るのぢやあないか、斯様に存じます上に於きまして適當に委員を置かれてさう云ふことに對する研究をなしそれを参考として協會に送ることが適當なことゝ存じまして二十六番の御説に賛成を致して委員の設置を希望致したいと思ひます。

○五十七番 吉田弘道君 (松江市) 本問は速に總會へ出して御決定を願ふと云ふことに賛成致して居りますが、就きましては先年宇部市で中國支部會が開かれました折に、瀧過池に薬物を投入せられたときには其所に魚を活かして置けば魚が死ぬるから直ぐに判ると云ふやうな意味で金魚を飼つて居つたと私は思ひます。今尙金魚が活してあるものでありますかそれを伺ひたい。尙其の後其の金魚は瀧過池で死にましたか或は又他の魚をお入れになつて居りますか参考のため聴きたいと思ひます。

○二十三番 田邊嘉三郎君 (宇部市) 只今お尋ねになりました瀧過池には現在も金魚並に朝鮮鮎と云ひますか鮎鮎を飼つて居ります。其の後能く成長して現在は餘程殖えて居るやうな状況であります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 只今二十六番さん並に七番さんから本問は重要であるから委員に附託して研究する

と云ふ御説と、五十七番さんから速に總會に提出せよと云ふ御意見があつたんでございますが、五十七番さんにお尋ねしますが、委員で案を練つてさうして總會に提出すると云ふ御主旨でありますか。或は適當に字句の修正をして總會に提案すると云ふ御意見でありますか。

○五十七番 吉田弘道君 (松江市) 結論はどちらに致しましても總會にかけて研究しなければならんことゝ思ひますから早く處理をして頂きたいと斯う思ひます。

○三十番 安藤千秋君 (岡山市) 廣島市の提案の主旨とせられる所は要するに最も敏速に檢知すると云ふのが御主眼ぢやあないですか。勿論廣島に於かれましたも吾々に於きまして平素より始終水は分析致して居りまして水質の變化に注意しまして毒物が入つてれば直ぐ判ることですが、茲に提案された御理由は殊に最近の發達にかゝる毒物を直ぐ敏速に檢知する方法を研究したいと云ふのが御提案の骨子ぢやあないかと思ふのであります。さうなんですか。

○四番 横山 孟君 (廣島市) 只今三十番さんから御話があつた通りなんでございまして殊に「空襲」と附けたのも其の意味が大いに含まれて居るのであります。勿論空襲に於て薬物を投下するのは、或一定の薬品とは決つて居るんでなくして、實質の知れないやうな薬品が随分研究せられて居りまして、さう云ふものは各國共秘密に考究して居る

のでありまして、此の問題を總會にかけると云ふのも一つは私達だけでは中々窺ひ知れないやうな所迄突込んで行つて見たい、それにはやはり其の根本である所の軍部に持つて行つて突込んで見たいと云ふ意味から總會に移したいと云ふのであります。字句の不備の點は大いにあると思ひますので必要なきやと云ふのは少しまどろっこしい感じがすると存じます。之は總會に出す場合は字句の修正をして頂きたいと存するのであります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 廣島市に御照會しますが本問題は字句を適當に修正して總會に提案すると云ふ御意見ですか。委員附託の御意思ではありませぬ。

○四番 横山 孟君 (廣島市) 委員附託にしましてもどちらでも早く協會との連絡が出来ますれば結構であります。

○支部長代理 (廣島市水道部長三上 昭君) 私は岡山市長さんの御意見に賛成であります。それで支部と致しまして特別委員を設けて頂いて次回の總會迄は未だ間もあることですからそれ迄に是非共委員會としての結論を得られまして同時に部會の方へも此の問題は提出して頂くやうに希望致します。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 只今の御動議に依りまして本問題は委員附託にして一べん研究をする、同時に又部會の方へも提案すると云ふことに御異議はありませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) 委員の數に付きまして或は委員の選出方法に付きまして伺ひたいと思ひます。(「一任致します」と呼ぶ者あり) 他に御意見はありませぬか。(「賛成」と呼ぶ者あり) それではお諮り致しますが先に研究問題として委員附託になりました事項の委員に併託しては如何なものでせう。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないものとして先に指名致しました委員に本問題も併託することに致します。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) 前委員に指名のありました分と仰しやいますとどの分でせうか。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 研究問題の電話の問題です。

○二十七番 齊木多一君 (岡山市) それは差支へないのでございますが事柄が水道衛生の問題でありますので、無論委員になりました市の其の部門に於ける専門家の方が其の調査にお當りになるであらうと思ひますが、其の邊がどう云ふことになつて居りますか、其の邊を考慮になりまして適當にお願ひします。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 次は第四に移ります。

〔四〕 藻類發生ニヨル水中有機質ノ消長如何

○四番 横山 孟君 (廣島市) 本問題も相當考慮せらるべき

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 何所か御意見はありませぬか。(發言を求むる者なし) 別に御意見もないやうですから本問は議了と致すことに決定して御異議はありませぬか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 議了と致します。

○三十八番 富家良廣君 (高松市) 此の際日程追加の動議を提出致したのであります。案件は功勞者表彰に關する件であります。お諮りを願ひします。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 只今日程の追加動議は功勞者表彰の件でありますので追加して御異議はありませぬか。

○五十七番 吉田弘道君 (松江市) 只今の動議を御決定になる前に水質の問題に付て未だ一つ残つて居る問題が研究問題としてあるのであります。それを先にお願ひしたいと思ふのであります。

○三十番 安藤千秋君 (岡山市) 三十八番さんから緊急動議が出て居りますが、只今松江市から云はれましたやうに水道衛生の部の研究問題の一つお願ひしたいと思ひます。それは第八回中國支部會に於きまして委員附託になつて居る問題でありまして、水道衛生の部に松江市から御提出相成つた問題であります。其の案文を讀みます。「一、藥品沈澱薬又は消毒薬等を使用せる場合送配水管、量水器、ポンプ其の他の工作物に及ぼす影響の如何に付て調査の必

き問題ぢやと思ひますが、元々藻類が水中に發生した場合其の影響が大であることは論を俟たん所でありまして、實際上どう云ふやうな藻類が發生して居るか、又それが如何なる時期に如何なる状態に於て最も著しく水中の有機質に影響するか等に付て各市の御状況を承りたいのであります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 御意見はありませぬですか。(發言を求むる者なし) 如何です廣島市に御照會しますが此の答へには大いに影響あるものと認む、貴市の御研究発表を聞きたいと岡山市から出て居りますが、御発表になつては如何ですか。

○四番 横山 孟君 (廣島市) 廣島市に於きましての状況を大略申し上げます。毎年五月乃至六月にかけて過過池に綠藻の發生が大變著しいのでございます。其の綠藻の枯死する時期に於きまして有機質の増加が最も甚だしいと云ふ經驗があるんであります。所が之が果して綠藻の枯死に因るものであるか、それが本當の原因であるかどうかと云ふことは未だ明らかでないのであります。只其の時期に有機質が非常に増加して來ることは、事實なんのでございまして、今後共すつと當分調査して行くつもりではございますが、各市に御研究がありましたら御発表を願ひたいと思ひます。

要なきや」と云ふ問題であります。之が第七回るとき委員附託で一ケ年間研究することになつて居つたのでありますが、それが今日迄其の儘になつて居りましたのを昨日委員会を開きましたから其の結果を御報告申し御決議が願ひたいと思ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) それでは只今の動議は一應撤回致しまして水道衛生の部門に於きまして五十七番さん並に三十番さんの動議を、日程に追加致したいと思ひます。御異議はありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めまして追加致します。委員長の御報告を求めます。

○三十番 安藤千秋君 (岡山市) 昨日の委員会に於きまして不肖私が委員長に選ばれましたので簡単に委員会の結果を御報告申します。此の問題は廣島市に於きまして調査研究することになつて居りましたが、さうして廣島市に於て服部技師に依りまして鹽素の金屬に對する研究は簡単に昨年の支部會に於て御報告になりました。併乍ら其のときに尙詳細に亘つては本會議に於て報告すると云ふお話でありましたが、昨年の本會にはお忙がしかつたとみえまして御報告がありませんでした。鹽素に對しては大體御研究はあつたやうでありますけれども、尙他の藥物沈澱藥其の他色々な點に付ても研究してみたいと云ふ提出市の御意見でも

やうな面倒なことをやつて頂きましたに寔に感謝して居るのであります。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) それでは委員長報告通り決定して御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めまして左やうに決定致します。次は三十八番さんの御動議に依る功勞者表彰の件を追加上程致したいと思ひますが御異議はありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議がないと認めまして追加上程致します。

○三十八番 富家夏廣君 (高松市) 功勞者の表彰に關する件であります。之は本會に於きましても事業の一つとして定款第二條に載つて居るんであります。功勞者表彰の必要なことは別段申上げませんが御承知のことでありまして、支部會に於きましても相當方法を講じて、功勞者を表彰することに致したならば適當ではないかと思ひますので、提案致しました次第であります。之は別に表彰規定を設けませんでも表彰し得ること、は思ひますけれども、規定を設けて置きますと一層公平適切な表彰が出来るやうに考へます。就きましては此の表彰規定を明年の總會迄に支部長さんのお手許で案を立てまして、支部會に提案して頂きたい、斯う云ふ趣旨でございます。皆様の御賛成を願ひます。

ありましたし、さうして又此の問題も此の資材資源の不足しとるときには可成り重要な問題でありますので、尙研究を續行さるべきものと思ひます。併乍ら中國支部の衛生研究室で研究致しますには問題が餘りに大きいのでありますから、之は協會の方で設備の整つた人的資源の豊富な東京市や大阪市の如き大試験場で系統的に研究して貰ひたいと云ふ委員の御希望でありましたので、之を本會議の方へ提出して頂きたいと思ひます。但し元提出者から御提出になりました字句は、多少妥當でないやうな點もありませんので委員会に於きまして之を訂正致しました。それを一寸讀みます。「一、藥品、沈澱藥又は消毒藥等を使用せる場合送、配水管、量水器、唧筒其の他工作物に及ぼす影響に付承りたし」と斯う云ふことに決定致しました。どうぞ左やうに願ひます。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 只今委員長の報告に對して御意見はありませんか。

○五十七番 吉田弘道君 (松江市) 此の藥品が金屬に及ぼす影響の御調査は、資材問題とも密接な關係もありませんので、時局下水道資材は一年でも長く維持保存すべきものでありますから之は一つ本會に移して頂きまして各市の御意見を承りたい、斯く思ふて居ります。尙廣島が長らく此の御試験に當られ、簡単な言葉で申上げますと人の出来ない

○五十七番 吉田弘道君 (松江市) 高松市から御提案になりました中國支部會に於きまして直接關係功勞者を表彰すると云ふことは寔に時宜に適したことであると思ひますので適當な方法を以て早く御決定あらんことを希望して賛成致します。

○議長 (下關市助役吉田耕造君) 只今三十八番さんの動議がありまして更に五十七番さんの賛成がありました。之に付きまして御意見はありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり) 三十八番さんの動議に御賛成の方は御起立を願ひます。起立全員。決定致します。之を以ちまして全部の議案を終了致しました。

不肖を以ちまして連日議長の席を汚し其の間不慣れのため不都合も生じて居る次第でございますが、幸ひに皆様方の御指導と御援助に依り大過なく重要諸議案を滞りなく議了致しました點に付きましては深甚の感謝の意を表し、茲に謹んで厚くお禮を申上げます。尙會場其の他設備萬端甚だ不行届でありましたが、其の點に付きましても御寛容の程をお願ひする次第であります。本日の視察日程は先に御通知申上げました通り、本會場より赤間神宮の先帝祭に御參拜、引續きまして講和談判記念館並に日和山貯水池の御視察を願ひまして同所に於て記念撮影を致し山陽ホテルにお揃ひで御出席をお願いする次第であります。尙又明年度

迄皆様方にお揃ひでお目にかゝる機会もないこと、考へるのであります。何卒御自重御自愛相成りまして重ねて御尊顔を拜したいと思ふのであります。有難うございました。

(拍手)

○支部長代理 (廣島市水道部長三上 昭君) 藤田廣島市長が閉會の御挨拶を中上げるべきでございますが、據處なき用務のため昨夜急に上京致さなければ相成らんことに成りまして甚だ失禮ではあります私が代つて一言閉會の御挨拶を申し上げます。二日間に亘る當中國支部會が多數の重要案件を滞りなく議了せられ豫定の日程を終へまして克く本會議の目的を達成致しましたことは各位と共に御同慶に堪へない次第でございます。此の間に於ける議長吉田下關市助役さんの御努力に對しましては深甚なる感謝を捧げまして、併せて會員各位の熱烈なる御精勵に對しまして衷心より敬意を表する次第でございます。御當市に於かれましては日下上水道擴張工事御施行中で別して御用の御多端な折柄にも關りませす、本會議諸般の準備を致されまして、且視察に見學に一方ならぬ御配慮を頂きまして、實に至れり盡せりの御斡旋と御接待を下されました御芳情の段室に感謝の至りに堪へない次第でございます。茲に一同に代りまして厚く御禮を申し上げます。終りに臨みまして謹んで當下關市の御發展を祝福し併せて御來會各位の御多幸をお祈り

九二

致しまして閉會の御挨拶と致します。(拍手)

○二十六番 國富友次郎君 (岡山市) 皆様のお許しを得たいと思ひます。年長の故であらうかと考へますが私御挨拶をせよと云ふことでありますから御許しを願ひたうございます。(拍手)

甚だ僭越でありますが一同を代表致しまして御挨拶を申し上げたいと思ふのであります。上下水道が高度國防國家建設の上に於きまして重大なる意義を有つて居りますことは申す迄もありませんが、時局下に於て凡ゆる物資の缺乏を來し殊に水道に最も關係の多い金屬に於て統制を受けて居りますため、此の水道問題に付きましては研究をしなければならぬ事柄が極めて澤山ある折柄、中國支部會を當市に於てお引受け下さりまして、會場としては設備の最も整つて居ります圖書館を御開放下され、又吾々の接待の上に於きましては萬遺憾なく定に周到にお世話に預りました。又昨日來或は當市の産業方面或は文化施設或は又見學に付きましても定に御行届きになつた御便宜をお與へ下さいまして、私共久々に當市に参りまして凡ゆる方面に於て非常な御發展に相成つて居りますことを見まして全く隔世の感を抱いて居ります。全く當市長を始め各位の御盡瘁の結果であると切に感じ入つて居る次第であります。尙將來を承りますと現に下關港の改築或は高速度汽車及電

車の終點となつて體て之も實現するやに承つて居ります。又海底隧道も近き將來に完成致すことを色々承り又拜見致しまして實に當市將來の御發展は洋々たるもの、あることを拜見致しまして洵に羨ましく存じて居ります次第でございます。尙市長には昨日山緒深き春帆樓に於て而も承れば四月十七日の記念日に近い前後を以て吾々を御招待下さいまして大變御懇應に預つたことを深く感謝致します。此の儀はどうぞ助役さんを通じて市長殿に厚く御禮をお傳へ願ひたいと思ひます。又西田來賓殿には二日間を通じて終始御熱心に吾々の研究事項を御聽聞下さいまして、平素此の水道のため色々御熱心に御援助を蒙つて居ります折柄吾々の此の會に御遠路御來臨を願ひました其のことでさへも感激致して居ります。最後迄お勤め下さりましたことに對して特に御禮を申し上げますと同時に相變らず將來一段と御聲援御指導を願ひ申上げる次第であります。厚く御禮を申し上げます。吉田助役殿には議長とせられまして二日間本議事の終了に至ります迄御熱心に老練なる御手腕を以ちまして極めて平和の裡に圓滿に三十に近い議事を滞りなく終りまして和やかな空氣の裡に會議を終りましたことを特に感謝致して居る次第であります。厚く御禮を申し上げます。

最後に當下關市の彌が上にも御發展に相成らんこと、御

關係各位の御健康をお祈り致しまして御禮に代へる次第であります。尙前後を致しましたが當支部長藤田君には已むを得ないことで今日御歸廣に相成りましたことは遺憾と存じます。三上部長がお代りになりました色々御斡旋下さりましたこと、之亦三上部長を通じて支部長に厚く御禮をお傳へ願ひます。(拍手)

午後零時三十五分閉會

昭和十六年七月十五日印刷
昭和十六年七月二十日發行

【非賣品】

發行所 廣島市役所水道部内
水道協會中國支部

印刷者 廣島市大手町九丁目二〇三ノ二
久保原淳二

印刷所 廣島市大手町九丁目二〇三ノ二
久保原印刷所
電話中①一三〇五番

終

